

官

報

號 外

明治四十四年三月一日 水曜日

印 刷 局

○第二十七回衆議院議事速記録第十七號

明治四十四年二月二十八日(火曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第十六號 明治四十四年二月二十八日  
午後一時開議

質問

一 外國貿易殊ニ對東洋貿易ノ擴張ニ關スル質問(松田源治)

二 米國官憲ノ在布邦人ニ加ヘタル不法行爲ニ關スル質問(千軍之助君提出)

三 陪審制度設立ニ關スル質問(松田源治)

四 危險思想防止策ニ關スル質問(村松恒一君提出)

五 正金銀行營業業務監督ニ關スル質問(水野正己君提出)

六 言論出版ノ自由及藝術ノ取締ニ關スル質問(關和知君提出)

七 所得稅法中改正法律案不提出ニ關スル第三質問(守屋此助君提出)

第一 鑛業法中改正法律案(請願委員長提出)

第二 森林法中改正法律案(請願委員長提出)

第三 行政裁判法中改正法律案(宮古啓三郎君外一名提出)

第四 衆議院議員選舉法中改正法律案(東武君提出)

第五 國有土地森林原野下戻申請期間ニ關スル法律案(齊藤二郎君提出)

第六 砂糖消費稅法中改正法律案(三士忠造君提出)

第七 裁判所名稱及管轄區域變更ニ關スル法律案(河野都太郎君提出)

第八 大湊開港ニ關スル建議案(齊藤二郎君提出)

第九 鐵道速成ニ關スル建議案(田中定吉君提出)

第十 全國荷造改良共進會開催ニ關スル建議案(遠吉平君提出)

十一 高等染織専門學校設置ニ關スル建議案(武蔵金吉君提出)

十二 全國荷造改良共進會開催ニ關スル建議案(遠藤君提出)

十三 鐵道速成ニ關スル建議案(齊藤二郎君提出)

十四 鐵道速成ニ關スル建議案(齊藤二郎君提出)

十五 鐵道速成ニ關スル建議案(齊藤二郎君提出)

第十二 高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案(根本正君外一名提出)(委員長報告)

第十三 鐵道建設ニ關スル建議案(阿部徳三郎君外二名提出)(委員長報告)

第十四 (特別報告第六十八號)志士ノ恩典ニ關スル請願(武田貞之君提出)(委員長報告)

第十五 (特別報告第六十九號)青森港ト樺太及釧路間定期航路開始ノ請願(助君提出)(委員長報告)

第十六 (特別報告第七十七號)日本海横斷航路開始ノ請願(守屋此助君提出)(委員長報告)

第十七 (特別報告第七十號)日露戰役城津被害民救濟ノ請願(請願君提出)(委員長報告)

第十八 (特別報告第七十一號)庄内川改修ノ請願(請願君提出)(委員長報告)

第十九 (特別報告第七十五號)御物川改修工事速成ノ請願(請願君提出)(委員長報告)

第二十 (特別報告第七十二號)特別地價修正ノ請願(請願君提出)(委員長報告)

第二十一 (特別報告第七十三號)借地權救濟ノ請願(請願君提出)(委員長報告)

第二十二 (特別報告第七十四號)郵便局位置移轉ニ關スル請願(請願君提出)(委員長報告)

第二十三 (特別報告第八十號)郵便局設置ノ請願(請願君提出)(委員長報告)

第二十四 (特別報告第七十八號)清津會寧間鐵道急設(請願君提出)(委員長報告)

第二十五 (特別報告第八十二號)釧路網走間鐵道敷設ノ請願外一件(請願君提出)(委員長報告)

第二十六 (特別報告第七十九號)地方稅制限法改正ノ請願(請願君提出)(委員長報告)

第二十七 (特別報告第八十一號)本坂峠開鑿ノ請願(長谷場純孝君君提出)(委員長報告)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

○議長(長谷場純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス(書記朗讀)

第一 読會ノ續(委員長報告)

第二 読會ノ續(委員長報告)

第三 読會ノ續(委員長報告)

第四 読會ノ續(委員長報告)

第五 読會ノ續(委員長報告)

第六 読會ノ續(委員長報告)

第七 読會ノ續(委員長報告)

第八 読會ノ續(委員長報告)

間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律案

一 政府ヨリ左ノ質問ニ對シ答辯アリタリ  
衆議院議員澤來太郎君提出治安取締ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候  
也

明治四十四年二月二十八日

(別紙)  
衆議院議員澤來太郎君提出治安取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書

内閣總理大臣侯爵桂太郎  
内閣總理大臣侯爵桂太郎

冷藏事業保護ニ關スル建議案  
三浦 覺一君 原岡 永江君 安藤 新太郎君  
江原 節君 吉田 虎之助君 藏原 惟郭君  
關田 嘉七郎君 村田 虎次郎君 堀谷 左治郎君  
平小名濱間鐵道建設ニ關スル建議案  
戸狩 晴登君 柏原 佐源太君 鷺田 土三郎君  
加藤 正英君 佐藤 貞雄君 平島 尾君 堀江 覚治君  
一地租條例中改正法律案委員關田嘉七郎君辭任ニ付キ其補闕トシテ津久居彦  
七君ヲ讀長ニ於テ選定セリ

一 商法中改正法律案委員奥繁三郎君辭任ニ付其補闕トシテ横山地太郎君ヲ讀  
長ニ於テ選定セリ

一 委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ  
冷藏事業保護ニ關スル建議案委員會  
委員長 三浦 覺一君 理事 吉田 虎之助君  
平小名濱間鐵道建設ニ關スル建議案委員會  
委員長 戸狩 晴登君 理事 堀江 覚治君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ掲載ス)  
外國貿易殊ニ對東洋貿易ノ擴張ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據り提出候也

明治四十四年二月九日

提出者 武田 貞之助

賛成者 竹内 清明  
外三十人

出版法第十九條ノ處分ヲ爲スノ權限ハ出版ノ當時ニ限局セラル、モノニアラ  
シテ發行三日前ニ納本セシムハ取締上ノ便宜ヲ計ルニ過キスト信  
ス從來發賣頒布ヲ禁止シタル文書圖畫ハ其内容ヲ調査シ社會ニ及ホス影響ヲ  
稽へ安寧秩序ヲ紊乱又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認定シタルモノニ屬ス其處分  
ハ違法ニ非スト信ス而テ處分ノ結果財產上損失ヲ受クル者ヲ生スルハ已ムヲ得  
サル所トス取締上處分ノ要否ハ人心ノ歸宿ニ察シカラ決ス時勢ノ推移ニ伴ヒ  
其處置ヲ同クセサルコトアルハ已ムヲ得サル所ナリ而テ廣く世間ニ流布セス  
民心ニ關繫スル所大ナラムモノニ至テハ其著作印行ノ年代ニ拘ラズ發賣頒布ノ禁  
止ヲ敢テセサルコトアリ政府ハ取締上ノ必要ニ依リ已ムヲ得サルモ處分ヲ爲スモ  
ナルニ付安寧秩序ヲ紊乱又ハ風俗ヲ亂スル虞ナキモノハ之ヲ不問ニ付シ力メテ  
言論出版ノ自由ヲ尊重セリ

右及答辯候也

明治四十四年二月二十八日

内務大臣法學博士男爵平田東助

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
地租條例中改正法律案

明治四十一年法律第三十七號中改正法律案  
提出者 大西 五一郎君

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一去二十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

陪審制度設立ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也

明治四十四年二月二十一日  
提出者 松田 源治

賛成者 松田 正久  
外三百一人

陪審制度設立ニ關スル質問主意書

陪審制度設立ニ關スル建議案ハ第二十六回帝國議會ニ於テ本院ヲ通過シタリ其ノ際政府ハ陪審制度設立ニ關シテ慎重ナル調査ヲ遂ケ贊否ヲ決定スヘキコトヲ言明セリ依テ本員ハ左ノ質問ヲ爲ス

二 一 培養制度設立ニ關スル建議案通過後政府ハ 培養制度設立ニ付如何ナル  
調査ヲ爲シタリヤ調査ノ範圍、其ノ結果如何

セシムルノ方針ナリヤ

右及質問候也

議長(長谷場純孝君) 會議ヲ開キ御諮リ致シマス、議員佐治幸平君病氣付、昨

一十七日ヨリ一週間、佐藤庫喜君病氣二付、今二十八日ヨリ一週間、各々請暇ノ願

出かアリマス 許可シ六街異議アリマセヌカ  
〔異議ナノト呼フ者アリ〕

議長（長谷場純孝君）　御異議ナケレバ　許可スルコトニ致シマス、區裁判所事務開

始ニ開スル建議案及明治四十二年度豫備金支出ノ件外四件並ニ輕便鐵道補助法

不外一件、各委員長ヨリ本會議事中ニ委員會ヲ開キタイト云フ申出ガアリマス、許可チ御異議アリマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

議長（長谷川純孝君） 御異議ナケレバ 許可スルコトニ致シマス、國稅徵收法中改

正法律案委員會光前文君三見病氣ノクノ辭任ノ申出ガアリテ 評議會シテ御異議ニサ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君）御異議ナケレバ 許可スルコト、シ、而シテ其補缺トシテ竹田文吉（竹田文吉）君に付す國男吉、ハ江代二郎（江代二郎）君に付す

吉君云指名シマス登録税法中改正法律案委員日野國明君入江武一郎君三郎

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

議長（長谷場純孝君） 御異議ナケレバ許可スルコト、シ、而シテ其補缺トシテ天野

董平君、藤崎勝之君ヲ指名シマス、竊絲業法案委員駒田小次郎君ヨリ病氣ノタメ辭

「異議ナシト呼フ者アリ」

○議長（長谷場純孝君） 御異議ナケレバ許可スルコト、シ、其補闕トシテ佐々木鐵

太郎君ヲ指名シマス、菅原傳君ヨリ北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵

道急設ニ關スル建議案外一件ハ重要ナル議案ナルニ依リ、更ニ委員九名ヲ増加シ十

〔異議ナシト浮ノ第アリ〕

○議長（長谷場純孝君） 御異議ナケレバ議長が指名追加スルコトニ致シマス——質

第一、外國貿易殊ニ對東洋貿易ノ擴張ニ關スル質問、武田貞之助君

一  
外國貿易殊ニ對東洋貿易ノ擴張ニ關スル質問（武田貞

之助君提出

〔招手起ル〕  
〔武田貞之助吉登賣〕

〔武田貞之助君　本賣ハ外國貿易殊ニ東洋貿易ニ於キマシテ、即チ東洋貿易ノ擴張

官報號外 明治四十四年三月一日 衆議院議事速記錄第十七號 議員

(三)

○議長（長谷場純孝君）暫且副議長ニ……

（議長長谷場純孝君議長席ヲ退キ、副議長肥塚龍君議長席ニ著タ）

○副議長（肥塚龍君）暫時此席ヲ濱シマス

○武田貞之助君 終リニ第五點ハ農商務當局者ニ向テ答辯ヲ求メルノアリマス、次デ豫テ提出致シテ置キマシタ第四ノ質問ノ點ニ對シマシテハ遞信當局者ニ向テ詳細ナル答辯ヲ求メルノアリマス、次テ第一點ニ對シマシテハ外務當局者ニ向テ明快ナル答辯ヲ求メマス

○議長（長谷場純孝君）暫且副議長ニ……

（議長長谷場純孝君議長席ヲ退キ、副議長肥塚龍君議長席ニ著タ）

○副議長（肥塚龍君）暫時此席ヲ濱シマス

○武田貞之助君 終リニ第五點ハ農商務當局者ニ向テ答辯ヲ求メルノアリマス、次デ豫テ提出致シテ置キマシタ第四ノ質問ノ點ニ對シマシテハ尙一項ヲ加ヘマシテ、サウシテ外務當局者ニ向テ質問ヲ試ミマス、本員ハ本論ニ入りマス以前ニ少シク前提ト致シテ一言ヲ致シマス（簡単ト呼フ者アリ）大藏大臣桂侯爵ハ、本議會ニ於キマシテ、而モ此演壇ニ於キマシテ、貿易ノ計數ガ——我帝國ノ貿易ノ算數が増進致シテ居ル一千萬圓以上増進致シテ居ル、是ハ甚ダ政府ノ御手柄デアルカノ如ク辯セラレタノアリマス、又大藏大臣ト致シマシテ、我帝國ノ經濟ハ——對外經濟ハ完全ナル否ナ、健全ナル發達ヲシツ、アルカノ如ク辯セラレタデアリマス、本員ハ是等ノ點對シテ幾部分ヲ除ケノ外ハ同意ヲスルコトガ出來ナイノアリマス、滿堂ノ諸君モ御承知ノ如ク、又政府モ知レル如クニ、昨年貿易ノ計數ガ——貿易額ノ算數が増進致シ、增加致シタコトハ、獨リ帝國ノミテハナノアリマス、昨年ハ支那及印度等ニ於キマシテ、農產物ノ豐饒ナリシヌ、銀貨ノ騰貴致シテ居シタメ、及世界一般ノ經濟界が稍順調ノ状態ヲ呈セント致シタカノ形ガアリマシテ、現ニ我同盟國ナル英吉利ノ如キハ昨年十月中ニ於キマシテ、輸出入額ニ於キマシテ九千一百十何万圓、即チ一億ニ近キコロノ大ナル増加増進ヲ致シテ居ルノデアリマス、偶々帝國ガ一千万圓前後ノ——以上ノ増加ヲ見タト致シタコロが決シテ油斷スルコトハ出來ナイノアリマス、決シテ樂觀スルコトヲ許サヌ、而シテ本員ガ我帝國ノ對外經濟ノ發展ハ外國貿易ノ狀態ハ健全ナル、健全ナル發達デナイト云フコトハ豫算委員會ニ於キマシテ一言致シタカラシテ、之ヲ繰返シマセヌ、要スルニ我貿易ノ對外發展ノ狀態ハ、貿易關係ノ狀態ハ、決シテ樂觀スルコトヲ許サヌ、決シテ油斷スルコトハ許サナイ實情ニアリマスター、本員ハ餘儀ナク此質問ヲ呈スル次第デアリマス、本員ノ問ハントスルトコロノ第一點ハ政府ハ我帝國ノ貿易ニ關シマシテ至重ノ——至テ重キトコロノ關係ヲ持ツトコロノ彼ノ正金銀行が如何ナル實益即チ十分ナル我貿易ニ對シマシテ十分ナル援助適切ナルトコロノ利益ヲ與ヘツ、アルヤ否ヤト云フコトニ對シテ政府ノ所見ヲボムルノアリマス、正金銀行が一二富豪ニ厚ク對シマシテ、多數中流若クハ中流以下ノ貿易業者、若クハ實業家ニ薄キコトハ、是ハ本員ノ資辯ヲ要セヌトコロデアリマス、關西ノ有力ナル商業會議所其他數ヶ所ノ實業團體ノ意見書ニ依テ明カニ證明サレテ居ルトコロニアリマス、而シテ同銀行ハ特別ノ保護ガアリガ、特別ノ保護ガアルガ故ニ金利が廉イノアリ、融通ニ便利ヲ與ヘルノアリト云フコトハ、當テ大藏次官が委員會等ニ於テ辯明ヲ致シタケレドモ、多數ノ外國銀行カラ其金利ヲ比較致シマスルト常ニ安利ニアル、常ニ手輕ニシテ、最モ便利ニ、最モ利益ニ、取扱ヒツ、アルト云フ實情デハナノアリマス、之ヲ本員ガ少シク取調ベタトコロノ實例ノ一二點ヲ申シマセウナラバ、今横濱又ハ神戸ニ於キマシテ俄ニ「メール」が出現スル——外國船が出帆スル等ノ場合ニ於キマシテ、時恰モ銀行ノ執務時間外デアツト致シマスレバ、此急三船方出ル——出帆スルカラ特別ニ居残リ願シテ、爲替取組ヲ願フト云フヤウナ申込ヲ致シ

ノシタトコロガ、正金銀行ノ多クハ此等ニ應シナイノアリマス、之ニ反シテ外國銀行タル  
上海香港バンク其結果ニ至リマシテハ、何モ容易ク唯々トシテ之ニ承諾ヲ與ヘテ居ル  
シテ、サウシテ其結果正金銀行ハ百數十万圓ノ出世證文ヲ取テ居ルニアリマセヌカ、先年  
又近クハ昨年末ニ於キマシテ上海デ自殺ヲ致シタト申ストコロノ麥少彭等ニ對シマシ  
テモ、是又數百万圓ノ融通ヲ與ヘシテ、貸出ヲ致シマシテ、サウシテ是又百何十万圓  
ノ出世證文ヲ取テ居ルニアリマセヌカ、左様ナ譯アリマシテ、一一ノ外國人ニ厚ク致  
シマシテ、我帝國ノ多數ノ實業家、多數ノ貿易ニ向シテ注意ヲ致シ、厚ク保護シ、厚ク  
援助ヲ致スト云フコトヲ致シテ居リマセヌ、而モ一二ニ買辦等ニ於キマシテハ云フニ忍  
レザル明言スルニ憚ル情弊ガ蟠マツテ居ルノアリマス、加之諸君モ御承知遊バヌ如ク、  
昨年彼ノ日本ノ實業團ガ、清國ノ各方面ヲ尋ネマシタトキニ訪問シタトキニ殆ドノ  
居留地モドノ港モ、ドノ方面ニ於キマシテモ、異口同音ニ正金銀行ノ取引ノ不親切  
ニシテ、我貿易ノ發展ニ助長致サムモノアル、親切ハ全クナイモノアルト云フコトヲ  
稱ヘタデハアリマセヌカ、訴ヘタデハアリマセヌカ(「サウダ」ト呼フ者アリ)其他實例ヲ數  
ヘマスト枚舉ニ遑アリマセヌガ、右様ナ狀態ニナツテ居ルノアリマス、而シテ此正金銀  
行デハ物足リマセヌが故ニ、一面日清銀行ヲ設立セントスルトコロノ要求ガアルニモ拘  
ラズ、政府ハ暗々裏ニ之ニ妨害若クハ防遏セントスル形ガアルノアリマス、元來日清  
銀行ノ如キハ去ル明治三十五年ニ於キマシテハ、政府自身ニ必要ヲ認メテ提供シタ問  
題デアル、提出シタ問題デアル、其後「一一議會ニ於キマシテモ、又吾ノ先輩タリシ  
議員ニ於キマシテハ、之ヲ又院議トシテ提出サレタノアリマス、所ガ正金銀行ニ對スル  
監督、正金銀行ニ對スル監督ノ責任ヲ政府ハ――十分ナル監督十分ナル監督勵ヲ  
爲サズシテ、一面日清銀行ノ設立ヲ許サナイト云フヤウナ狀態アリマシテハ、所謂此ノ  
明快ナル親切ナルトコロノ所見ヲ聽クモノニアリマス、第二點ハ我帝國ノ貿易ト最密  
接ナル、最モ大切ナル關係ヲ有スルモノハ、交通問題アリマス、即チ運送ノ關係アリ  
マス、諸君モ疾ク御承知ノ如ク、又政府モ知レル如ク、我帝國ハ國力不十分ナルニモ  
拘ラズ海運獎勵金ニ對シテハ、海上獎勵金ニ對シテハ、多額ノ高度ノ保護ヲナシツ  
タルノアリマス、曾テ現大統領タフト氏ガ彼日本ハ世界高度ノ保護ヲナシツ、アル  
ト云フコトハ其教書ニ示サレテアリマスガ、是レ誠ニ故ナキニアラズデ、此ノ如ク多額、此  
ノ如クノ多量ノ保護ヲ受ケツ、アルトコロノ彼レ被保護會社ハ今日我帝國ノ貿易我帝  
國ノ貿易當業者ニ向テ最モ大ナル、最モ適切ナル便利ヲ與ヘテ居ルカ否ヤト云フコト  
ヲ問ハントスルノアリマス、本員ノ見ルトコロニ依リマスレバ、此日本郵船會社及長江航  
路、日清汽船會社ニ於キマシテモ相變ラズ不親切アリマシテ、最モ貿易ト密接シテ離  
ルベカラザル運賃ト云フモノハ、極メテ高價ナルヲ免レヌノアリマス、諸君運賃ト申シマ  
スト、運賃ト云ヘバ甚ダ價值ガナイカノヤウデアリマスガ、今日餘程商賈關係が密接ニナツ  
テ居ル、運賃ナルモノハ貿易ノ關係ニ非常ニ重大ナル關係ヲ持ツノアリマス、之ガ實例  
トシテ政府當局ニ一言致シマスガ、我帝國ハ昨今綿絲ヲ清國等ニ出シツ、アルガ、一相  
百五六十圓ノモノニ僅ニ一噸三十錢乃至四十錢ノ口錢ガアリマスレバ、直ニ輸出スル

ノ如キハ我貿易ノタメ非常ナ不利益ナナイカト云フコトヲ本員ハ豫算委員會ニ於キマシテ、又同僚松本君平君ハ本議會ニ於テ而モ當壇ニ於テ質問サレタノニアリマス、此點ニ對シマシテ政府ハ答ヘテ曰ク、ソレハ外國ニモ實例ガアリマス、又氣候ノ關係及家族ノ事情ノタメニ已ムナクサレルト云フ答辯デアリマス、外國ニ實例ガアル、如何ナル方面ニ如何ナル所ニ實例ガアルノテアリマセウカ、偶々其事アリトシテ其事自體善イコトニアリマセウカ、如何テアリマセウカ、而シテ氣候ノタメ家族ノ事情ノタメト云フニ至ッテハ、官職ヲ無視シ、公職ヲ輕ンズル甚シイト云ハナケレバナラヌノニアリマス、元來領事ノ職務タル能ク人情ヲ知リ、彼ノ商品ヲ知リ、商機ヲ知リ、總テ諸般ノ事情ニ精通スルニアラザレバ、何等報告シ、何等指導スルコトハ得ラレナインニアリマス、此故ニ先年神戸ニ於テ死去セラレタ有名ナル「エレテレー」氏——英國ノ總領事「エレテレー」氏ナドハ神戸ニ二十年以上滞在シテ居ラレマシテ、前任地ノ長サカラ、合スト一十年以上居ラレタノアリマス、左様ナ譯デアリマスカラ、日本語ヲ操ツルコトハ、本員が黃色ナ聲ヲ以テ日本語ヲ話スヨリ餘程上手デアリテ巧ミ日本語ヲ操ツラレマシテ、左様ナ譯デアリマスカラ日本ノ事情ニ對シテ非常ニ精通シテ確ニ英帝國ノ利益ヲ増進サレツ、アリマシタ、又更ニ轉ジマシテ先般漢口ノ領事カラ上海ノ總領事ニ轉ジマシタ「フレザー」氏ハ如何ニアリマセウ「フレザー」氏ハ彼ノ漢口ニ於テ十箇年奉職セラレマシテ、揚子江上流ノ英帝國ノ貿易利權ヲ收得スルコトヲ我其天職ナリトシテ、孜々職務ニ忠實ニナラレタデハアリマセウカ、又近クハ彼ノ横濱ノ總領事「ホール」氏ハ如何ニアリマセウ、前後十七八年在職シテ居ラレタデハアリマセウカ、最モ露西亞ノ領事等ニ至リマシテモ七年、獨逸ノ領事ニ至ッテハ七年、八年ト云フ長キ間現ニ在職シテ居ラレルノニアリマス、我政府ハ殆ド二年間位ノ平均ニ於ケル頻々タル交代ヲ致シ、而モ或ル地方ニ於テハ一年ニ二回ノ多キ交代ヲシテ置イテ、サウシテ日本貿易ノタメ、日本ノ對外發展ノタメ、十分ナル活動が出来ルト看做シテ居ルノハ如何ナル點ニアリマセウカ、如何ナル理由ニ基クノニアリマセウカ、本員ハ曾テ清國其他ニ遊シ、其地方ノ商業家ニ向シテ日本帝國ノ領事ノ勵キ振リヲ聽イタコトガアリマス、所が其某實業家答ヘテ言ヒマスニ、日本帝國ノ領事ハ代り通シニ代ツテ居ルカフ私ノ商賣ト何等關係ガナイ、唯一年ノ中ニ三大節ニ御挨拶ニ參ルノミグト云フコトヲ答ヘマシタ、是ハ極端ナ事例ニアリマスケレドモ、實際實情が左様ニアツテ居ルノニアリマス、此故ニ本員ハ彼ノ同僚松本君平君共ニ重ネテ問ハシ、此ノ如ク頻繁ニ交代セシメテ以テ、我帝國ノ貿易ノ推進、我帝國ノ利權擴張ニ向ツテ實績ヲ舉ゲラレルヤ否ヤヨ問ハントスルモノニアリマス、第四點、是ハ簡單ニアリマス、第四點ハ我帝國ノ工業家ノ有スル商標權ハ清國「マニラ」「爪哇其他ニ於テ十分ナル保護ヲセラレツ、アリヤ否ヤ、政府ハ如何ナル手段方法ヲ執ツテ保護シツ、アリヤト云フコトヲ問ハントスルモノニアリマス、附ケタリト致シマシテ、モウ一件問フコトニ致シマス、ハソレハ政府ハ南洋ニ對シテ何故ニ我帝國ノ發展、帝國民ノ扶殖ニ力ヲ盡サナイノアルカト云フコトヲ合セテ問ハントスルモノニアリマス、諸君、帝國ノ工業ハ唯今尙進歩ノ途中ニアリト雖モ、東洋ノ大キナ國トハ一日ノ長者タル關係ガアルノニアリマス、此故ニ日本ノ商標、所マシテ政府ハ親切ニ、鄭重ニ、大ニ進取ノ主義ヲ執リマシテ、之ヲ保護スルコトヲ致シテ居ラヌノアリマス、所謂事勿レ主義、閉籠リ主義ヲ執ツテ居リマシテ、極メテ不十分ナ感

「九年英國ガ英暹條約、即チ英國ト暹羅ト契約致シマシテ、サウシテ各、其本國ノモノニ向ヅテ外國ニ發展シツ、アリマスガ、政府ハ比較的日本人ヲ歡迎シマス、南洋諸島ニ對シマシテ如何ナル考ヲ持シテ居ルノデアリマセウカ、即チ政府ハ何故ニ比較的便利ニシテ比較的反抗力ノ少イ南洋ニ對シテ我帝國ノ利權ヲ扶殖シ、我帝國ノタメニ發展ヲ十分シナインデアルカト云フコトヲ大ニ問ハントスルモノニアリマス、第五點ハ之が終リアリマス、終リニ本員ハ日印貿易、即チ印度貿易ニ對シマシテ政府ハ如何ナル施設ヲナシ、如何ナル獎勵方法ヲ執リツ、アルヤト云フコトヲ質問セントスルモノニアリマス、日印貿易ノ關係ハ現時極メテ重要スベキ狀態ト相成シテ居ルノデアリマス、之ヲ昨年ノ統計ニ徵シマスレバ、無慮一億一千五百万ノ貿易額トナシテ居ルノデアリマス、然ルニ我帝國カラ彼ニ仕向ケマス貿易額ハ、僅ニ千九百万圓ナノイデアリマス、尤モ諸君モ知ラレル如ク、又政府モ知ル如ク、彼カラ帝國ニ輸入スルトコロノ一億六百万圓ノ中ニハ彼ノ印度棉、原料品タル印度棉が多キ億六百万圓入ダテ居ルノデアリマス、然ルニ我帝國カラ彼ニ仕向ケマス貿易額ハ、僅ニシマシテハ、彼ノ清國ニ亞グトコロノ大市場ト相成シテ居ルノデアリマス、而シテ此一億二千五百万ノ中ヲ分析致シマスレバ、我帝國ニ向シテ、彼等カラ仕向ケマス輸入額ガニ居ルト雖モ、マダ我帝國ノ貿易が十分ナル——我帝國ノ紡績業が十分ナル發展ヲ致シテ居リマセヌカラシテ、僅ニ原料品ノ四分ノ一若クハ三分ノ一弱ヨリハ輸出スルコトガ出来テ居ラヌノアリマス、尤モ帝國カラ彼ニ仕向ケルトコロノ一千九百万圓以外ニ中繼貿易上云フモノガ加ハリマスカラ、モウ少シ金額ガ上ルテアリマセウケレドモ、免ニモ角ニモ彼カラ我ニ仕向ケル一億六百万圓ニ對シテ我帝國カラ彼ニ仕向ケルトコロノモノガ一千九百万圓ト云フニ至シテハ、極メテ其僅少ナルニ驚カザルヲ得ヌノデアリマス、此故ニ彼ノ印度貿易ト對清貿易トヲ比較シマスト、清國ヨリ得タトコロノ利益關係ハ西印度ニ向シテ失シテ居ルノデアル、總テ吐出シテ居ルト云フ關係ニ相成シテ居ルノデアリマス、抑印度ニ於キマシテハ曾テ彼ノ「クライブ」ガ東印度會社ノ一書生トシテシテ之ヲ征定シタコト等ハ之ヲ言ハズ、其後英國政府ニ於テ之ヲ全然占領致シテヨリ以後、諸君モ御承知ノ如ク、政府モ知ル如ク、大ニ鐵道ノ敷設ヲ計リ、道路ノ改修ヲ致シタタメニ印度國民ノ購買力ガ確ニ清國人ノ三倍ニ達シテ居ルト云フコトハ、學者、實際家及統計書類ノ證明スルトコロニアリマス、即チ印度ハ三億一千萬ノ人口デハアリマスケレドモ、恰モ清國人ノ約十億ノ民衆ガ雖然トシテ彼ノ印度一角ニ在ルト見テ差支ナイノデアリマス、其最モ大ナル市場ニ對シテ、最モ世界第一等ノ市場ニ對シテ、我帝國カラ仕向ケル數額ハ一千九百万圓ニ過ギヌトスレバ、最モ遺憾此上モナイデハアリマセヌカ、如何ニモ殘念至極デハアリマセヌカ、加之此貿易ナルモノトモ最モ密接ナル關係ヲ有スル運送狀態ヲ見マウナラバ、彼ノ印度棉ヲ日本ニ引取ラレ、爲ニ日本郵船會社ハ一年中殆ド是ニ從事シテ居ルノデアリマス、而シテ常ニ此短キ航路ニ於テ一百万圓以上ノ運賃ヲ上ゲツ、アルノデアリマス、短キ航路ニ於テ一百万圓以上ノ運賃ヲ上ゲツ、アルノデアリマスカラシテ、日本カラ態々空船ヲ差向ケテモ收益ガアルノデアリマス、利

物商品ニ非常ニ運賃ヲ安價ナラシムルコトが出來、又大ニ貿易ノ發展ト致シマシテハ、潤ニ都合ノ好イ關係ニ相成シテ居ルノアリマス、加之の現ニ其綿花ノ運送ニ從事シテ居ル八艘ノ中ニ於テ、四艘マテハ我帝國——我國家ノ海運獎勵金ヲ受ケフ、アルノデアリマス、斯様ナル運送狀態ニアリマスカラ、日本ガ彼ニ仕向ケルトコロノ貨物、アルノデアリマスカラシテ、或ル意味ニ於テ我帝國ノ貿易業者ハ運賃ヲ低減セシムル權利アリト云ヘルノデアリマス、而シテ諸君モ御承知ノ如ク英國ニハ、否ナ、印度ニハ、ラズメノデアリマス、即チ彼ノ印度ハ非常ナル彼ノ清國ノ排日思想ニアラズシテ、親日思想ヲ以テ迎ヘ居ルノアリマス、此ノ如ク面積カラ申シマシテモ、購買力カラ申シマシテモ、運賃ノ關係カラ申シマシテモ、思想ノ關係カラ申シマシテモ、極メテ有利ニシテ極メテ便宜アル貿易狀態アルニモ拘ラズ、政府ハ何等獎勵ヲナサズ、何等施設ヲシナイタメニ僅ニ二千万圓ノ貿易額ト云フニ至シテハ、如何ニモ殘念至極デハアリマセヌカ、如何ニモ遺憾此上モナイコトデハアリマセヌカ、抑貿易ノコトタルヤ日一日ヲ緩ウ致シマシタラバ、而モ一日ノ損ノアル譯ニアリマス、一日其政策ヲ誤レバ殆ド百年ノ憂ヲ貽ス次第アリマス、熟、東ノ方「パナマ」ノ運河ヲ眺メマスレバ、將ニ満三年ヲ出デズシテ開鑿ヲ見ル次第ニアリマス、又近キハ西ノ方「パクダット」鐵道ヲ眺メマスレバ、是ハ又滿四年ヲ出デズシテ波斯灣ノ一角ニ其敷設ヲ見ル、譯ニアリマス、否ナ、歐亞ノ貫通ヲ見ルノアリマス、斯様ナ次第ニアリマスルカラ、歐米ノ列強ハ亞細亞東南方面ニ於テ漸次ニ徐々ニ段段ト歩武ヲ進メテ參テ、競爭ハ日一日ト激烈ニナルノアリマス、日一日ト猛烈ニナルコトヲ覺悟シナケレハナラヌノアリマス、而シテ更ニ方面ヲ轉シテ我邦ノ如キ大ナル債務者國ノソレトハ違シテ、即チ國際關係カラ致シテ、非常ナル負債ヲ背負込ンテ居ル日本トハ違シテ、彼ノ歐洲ノ中央ニ位スル某國ノ如キハ、世界ニ對シテ大ナル債權者國ナルニ拘ハラズ、貿易擴張ノタメニハ其補助ヲ王室費ニマテモ仰イテ、獎勵ヲ爲シツ、居ルデハアリマセヌカ「サンブル」其他商品ノ見本ノ一部ノ如キ物ヲ常ニ軍艦ニ無代價搭載フセシメテ、サウシテ又大ニ競爭ヲ爲サシメテ居ルデハアリマセヌカ、又或ル場合ニ於テハ有力ナル實業家、有力ナル貿易業者三向シテ無代價デ、軍艦ニ便乗サセヤテ居ルデハアリマセヌカ、此ノ如ク世界有數ノ大ナル債權國ニシテ、斯様ナル獎勵、斯様ナル鼓舞ヲ爲シツ、アルノデアリマス、然ルニ退イテ我政府ノ豫算ノ一端ヲ見マスルト、外務省ノ通商ノコトニ於テハ何等見ルベキモノガアリマセヌ、農商務省ノ方ニ於テハ僅ニ羽二重ノ検査トシテ三万圓ノ要求ガアルノミデアリマス、加之の最モ注意ヲ要スル最モ注意ヲ拂フベキ印度方面ニ向シテ、僅ニ商業練習生ハ一人ヨリ無イト云フニ至シテハ何事デアリマセウカ、其他官吏ノ旅費ニ對シテモ、其他ノコトニ對シテモ、少シモ施設ヲ見ナイノミナラズ何等ノ費用モ少シモ計上シテ居ラヌノアリマス、即チ全然其設備其獎勵法ノ見ルベキモノガ存在ヲ致ダクト、鐵道ノ竣成セントスル狀態ニアリマシテ、將來一層激烈ナル競爭、一層猛烈ナル競爭ノ結果、帝國ノ利權ノ如キハ、確ニ擊退サレハセヌカト云フコトヲ大ニ憂ヘ、大ニ恐レルモノデアリマス、本員敢テ辯フ好ムニアラズ、一片耿々ノ情念禁ゼント欲シテ禁ズル能ハズ、留蘭ト欲シテ留マル能ハズ、敢テ與言ラ呈シマシテ、政府ノ明快ナル、親切ナ

三 陪審制度設立ニ關スル質問(松田源治君提出  
松田原治君答覆)

ル、答辯ヲ「請フモノニアリマス」

○副議長(肥塚龍君) 御諮詢致シマス、唯今ヨリ工場法案ノ委員會ヲ開キタイト云  
設法中改正法律案、是モ委員長ヨリ委員會ヲ開キタイト云フ要求ガアリマス、許可シ  
テ御差支ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(肥塚龍君) 御異議ナケレバ許可スルコトニ致シマス——モウ一ツ、鐵道敷  
田軍之助君ヨリ延期ノ申出ガアリマシタ、質問ノ第二ハ提出者千  
田源治君

○松田源治君 司法大臣司法次官ノ出席ヲ望ミスガ、御取次ヲ願ヒマス

○副議長(肥塚龍君) 今其事ヲ言ウテヤリマシタガ、二人共豫算分科會ニ出席中ト  
ノコトデアリマス

○松田源治君 出席スルト云フノデスカ

○副議長(肥塚龍君) マダ出席スルト云フ 報ニ接シマセヌ、豫算分科會ニハ通知ヲ  
致シマシタ

三 陪審制度設立ニ關スル質問(松田源治君提出)

(松田源治君登壇)

○松田源治君 本員ハ昨年本會ニ於キマシテ陪審制度設立ニ關スル建議案ヲ出シマ  
シテ、諸君ノ賛成ヲ得マシテ、大多數ニ依テ本院ヲ通過シタノデゴザイマス、其際ニ政  
府ハ陪審制度ナルモノハ司法制度ノ一大革新ヲナストコロノ重大ナル問題ナルニ依リ、  
慎重ナル調査ヲ遂ゲタ上テナケレバ贊否ヲ明言スルコトハ出來ナイト云フコトデアリマシ  
タ、然ラバ昨年本院ニ出シマシタコロノ陪審制度設立ニ關スル建議案が通過シタル以  
上ハ、政府ハ慎重ナル調査ヲ遂ゲラレタモノト本員ハ考ヘルノデアリマス、其結果ハイヅレ  
本會ニ御報告ニナルコトデアラウト思テ待シテ居リマシタガ、其事がアリマセヌカラ本員ハ  
昨年ノ建議案ノ繼續ト致シマシテ此壇上ニ立テ政府ノ調査セラレタル範圍、結果等ニ  
付テ質問致シタインデアリマス、今述ベマシタヤウニ昨年陪審制度設立ニ關スル建議案  
ノ通過後、政府ハ如何ナル調査ヲナシタノデアルカ、其調査ノ範圍、調査ノ結果ハ如何  
何、若シ政府が陪審制度ニ關スル調査が未結了テアルナラバ、何時マテニ政府ハ本調  
査ヲ結了スルノデアルカト云フノガ、是ガ質問ノ要點デアリマス、陪審制度ノ必要ナル  
コトハ昨年本員ヨリ詳細ニ述ヘマシテ賛成セラレザル諸君ト討論ノ際ニモ詳細ニ論ジタ  
ノデアリマスカラシテ、必要ナル理由ニ付キマシテハ本日此席ニ於テ述ベル必要ハナイノ  
デアリマス、國民ヲシテ司法裁判權ニ參與セシメマシテ、裁判ノ信譽社会ノ實際  
狀態ニ適切ナルコトニ至ラシメ、裁判ノ公平ト獨立ト保持スルコトヲ本員ハ述ベタノデ  
レバ、本件ノ即チ大逆事件ノ檢舉、裁判ガ摘記シテアルノデアリマス、司法大臣ハ豫算  
委員會ニ於テ大逆事件ノ質問ニ付テ、本大臣ハ本件ノ初ヨリ終リマデ寢食ヲ忘レテ心  
通リ大逆事件上云フモノガ發生シタノデアリマス、其事件ノ内容ハ祕密ニ附シテアリマス  
カラ、本員ハ詳細ニ知ルコトヲ得マセヌケレドモ、大審院ノ下シタル判決書ヲ閱讀シマス  
アリマス、又昨年陪審制度設立ニ關スル建議案が通過シタル後ニ近ク諸君モ御承知ノ  
委員會ニ於テ大逆事件ノ質問ニ付テ、本大臣ハ本件ノ初ヨリ終リマデ寢食ヲ忘レテ心  
痛致シテ居タ、誠ニ恐懼ノ至リニ耐ヘナイト云フコトデアリマシタガ、心痛恐懼シタノ  
ミテハイカナインデアル、苟モ大審院ニ於テ大逆事件ナルモノが犯罪ノ檢舉及裁判ノ不

平——裁判ニ對スル不平ガ動機ニナツテ居ルト云フコトヲ覗示シテアル以上ハ、其不平ガ正當デアルカ、不正當デアルカハ姑ク措キマシテ、真ノ原因ヲ探究シテ檢舉及ビ裁判ニ不平ナカラシムルコトヲ期スルノハ、最モ司法當局ノ努ムベキコトデアルト思フノテアル、政府ハ其後本員ノ建議シタルトコロノ陪審制度設立ニ關スル建議案ノ通過後裁判制度ニ向ツテ不平ヲ唱フルモノが出來タル以上ハ、尙之ヲ調査研究シテ、苟モ裁判ノ制度、司法ノ制度ニ改善ヲ加ヘ、國民ヲシテ不平ノ聲無カラシムルコトハ當然デアルト私ハ思フノアル(「内閣ニ改善ヲ加ヘヨ」政黨ニ改善ヲ加ヘヨ)ト呼フ者アリ)然ラバ今日ノ司法制度ニ向ツテ満足ヲ表シテ居ル人ハ恐クハ満天下ニ一人モナカラウト思フ、裁判官其者モ不平デアルト思フ、不服デアルト思フ、官民共ニ今日ノ司法制度ニ向ツテ是デ宜イト云ウテ満足シテ居ルモノハナカラウト思フノアル、即チ陪審制度ヲ設置シテ人民ノ代表者ヲ裁判權ニ參與セシメテ、裁判ヲ受ケル人ノ諦メヲ付ケルト云フ制度ヲ採ルガ如キハ、其一ナリ、刑事訴訟法ニ於テ豫審ニ辯護人ヲ加ヘテ——辯護人ヲ立會ハシメテ、人權ノ尊重ヲ圖ルト云フコトモ、其一ナリ、其他刑事訴訟法ノ規定ニ人權尊重ニ關スル規定ヲ加ヘ、濫リニ被告人ヲ監獄ニ收監スル原則トセズシテ、監獄ニ收監スル場合ハ例外デアルト云フ思想ヲ判事、檢事ニ徹底セシムルガ如キ、又ハ判事、檢事ヲシテ常識ヲ養成セシムル法ハ、之ヲ如何ニスルカ、又ハ人權尊重ノ思想ヲ判事ノ頭ニ注入スルニハ如何ナル方法ヲ執ルカト云フコトハ、攻究スベキ第三テアラウト思フノアル、政府ハ本員ノ提出シタルトコロノ建議案ノ通過後、如何ナル調査ヲナシ、其調査ノ範圍ハ如何ナル範圍デアルカ、調査ハ結了シテアツカドウカ、結了シタラハ其結果如何、若モ結了シナケレバ何日マテニシテ調査スル方針デアルカト云フコトヲ詳細ニ承リタイノアリマス、申スマデモナク裁判ナルモノハ諦メヲ付ケル制度デアル、立憲政治ハ諦メヲ付ケル政治デアル、立憲政治ニ於テ諸君が國民ノ代表者トシテ出席サレテ之ヲ討議シ、決定スルカラ人民ハ餘リ不平ガナクシテ種々ノ不祥ナル事實が生ジナインテアル、是レ人民ガ立憲政治ニ於テ自分ノ代表者ヲシテ代表セシムルト云フ諦メガ付テ居ルカラデアル、裁判官モ神デナケレバ實際ノ事實ハ分ラナイノデアル、即チ陪審制度ヲ起シテ、若モ裁判官ニ間違ガアツテモ、自己ノ代表者が代表シテ裁判ヲシテ吳レタモノデアルト云フ諦メガ付ケノアル、此點が最モ重大ナルモノデアルカラ司法省ハ昨年以來調査ニ調査ヲ重ねタコト、信ジマスカラシテ、本員ノ質問シタルニ點ニ付テ其大綱ハ司法大臣ヨリ、其詳細ハ御列席ノ司法次官ヨリ詳細ニ答辯セラレテ、本員ヲ満足セシメフレンコトヲ希望スルノテアリマス

### (司法大臣子爵岡部長職君登壇)

○司法大臣(子爵岡部長職君) 松田君ノ質問ニ對シテ答辯ニ及ビマス、陪審制度ニ關シマシテハ既ニ明治四十二年以來其取調ニ從事致シテ居ルノアリマス、而シテ一應取調ヲ致シマシタル結果、法律取調委員會ニ此問題ヲ附シテ審議セシメツ、アル次第アリマス、而シテ同委員會ハ其中ニテ組織致シテ居ルトコロノ刑事訴訟法主査委員會ノ方ニ復タ之ヲ附シテ、審議致シテ居ルノアリマス、唯今ハ其取調中デアリマシテ、今日ノ場合イツ其取調が結了致スト云フコトヲ明言致シマス機會ニハ達シテ居リマセヌ、而シテ取調ヲ致シテ居リマスルトコロノ事項ヲ擧ゲテ見マスレバ、陪審制度ノ淵源、陪審裁判所ノ制度ノ異同ノ大要、陪審裁判所ノ長所及短所、陪審裁判所ノ近時ノ趨勢ノ一斑、フレニ伴ツテ陪審制度ヲ行フ場合ニ於テ費用ノ如何ト云フコトマデモ一通り取調べ、唯今審議ニ掛け居リマスル次第アリマス、右御答ニ及ビマス

(法學博士河村讓三郎君登壇)

○政府委員(法學博士河村讓三郎君) 折角ノ御尋ニゴザイマスカラ御答致シマスが、唯今司法大臣ヨリ御答辯ニナリマシタ通リニ、陪審制度ノ利害得失ニ付キマシテハ、スルニハ如何ナル方法ヲ執ルカト云フコトハ、攻究スベキ第三テアラウト思フノアル、政府ハ本員ノ提出シタルトコロノ建議案ノ通過後、如何ナル調査ヲナシ、其調査ノ範圍ハ如何ナル範圍デアルカ、調査ハ結了シテアツカドウカ、結了シタラハ其結果如何、若モ結了シナケレバ何日マテニシテ調査スル方針デアルカト云フコトヲ詳細ニ承リタイノアリマス、申スマデモナク裁判ナルモノハ諦メヲ付ケル制度デアル、立憲政治ハ諦メヲ付ケル政治デアル、立憲政治ニ於テ諸君が國民ノ代表者トシテ出席サレテ之ヲ討議シ、決定スルカラ人民ハ餘リ不平ガナクシテ種々ノ不祥ナル事實が生ジナインテアル、是レ人民ガ立憲政治ニ於テ自分ノ代表者ヲシテ代表セシムルト云フ諦メガ付テ居ルカラデアル、裁判官モ神デナケレバ實際ノ事實ハ分ラナイノデアル、即チ陪審制度ヲ起シテ、若モ裁判官ニ間違ガアツテモ、自己ノ代表者が代表シテ裁判ヲシテ吳レタモノデアルト云フ諦メガ付ケノアル、此點が最モ重大ナルモノデアルカラ司法大臣ノ考デハ此問題ハ成ベク急速ニ取調ヲ結了致シテノアリマス、申スマデモナク裁判ナルモノハ諦メヲ付ケル制度デアル、立憲政治ハ諦メヲ付ケル政治デアル、立憲政治ニ於テ諸君が國民ノ代表者トシテ出席サレテ之ヲ討議シ、上、政府ハ政府ノ意見ヲ確定ヲ致ス積リアリマス

○松田源治君 サウスルト法律取調委員會ハ免モ角モ、政府ハ調査シタル結果賛否ノ明言ハ今日テモ出來ナインデアリマスカ、トウデアリマスカ併ナガラ取調委員會ニ於テモ極メテ慎重ニ審議サレテ居リマスカラシテ、イツカヘ其結果ヲ得ルコト、考ヘテ居リマス

○司法大臣(子爵岡部長職君) 唯今御答ニ及ビマシタ通リ十分ニ調査ヲセシメタ上、政府ハ政府ノ意見ヲ確定ヲ致ス積リアリマス

○福田又一君 司法大臣ニ今松田君ノ質問サレタコトニ關聯ヲ致シマシテ、一言問ウテ置キタイコトガアリマス、慎重ニ調査サレルノデアルカラ結果ハイツ報告ニナルカ分ラスト云フコトデアリマスガ、司法大臣ノ考デハ此問題ハ成ベク急速ニ取調ヲ結了致シテ吾ミノボムルトコロニ答フスルト云フ御考ガアルノカ、ソレハシ放シニシテ置クト云フ考テアリマスカ、ツマリ大臣ノ考ヘドノ位ノ間マデニ之ヲ取調フ終ルト云フコトノ此調査ノコトニ付テノ御考ガアラウト思フ、何年掛ケテモ構ハヌト云フノデアルカ、或ハ急速ニヤリタイト云フ御考デアルカ、此點ハ幾ラカ御考ガアルダラウト思フ、是ダケノコトヲ伺ゾテ置キタイ

○司法大臣(子爵岡部長職君) 唯今御答ヲ致シタル通り、慎重ニ調査ヲ盡シテ居ル譯アリマス、調査ハ少シモ急ラズ致シテ居リマス

○副議長(肥塚龍君) 質問第四ハ延期ノ申込ガアリマス、質問第五、第六モ延期ノ申込ガアリマス、質問第七、所得稅法中改正法律案不提出ニ關スル第三質問、提出者守屋此助君——守屋君ハ居ラマセヌヤウデスカラ、是ヨリ議事日程第一ニ移リマス、議事日程第一、鑛業法中改正法律案 委員長藏内治郎作君

第一 鑛業法中改正法律案(政府提出貴族院送付) 第一 讀會ノ續(委員長)

(副議長肥塚龍君議長席ヲ退キ、議長長谷場純孝君議長席ニ著ク)

○藏内治郎作君 本案ノ經過ノ順席ト委員會ノ結果ヲ併セテ御報告ヲ致シマス、本案ハ政府ノ御提案ニ係ル鑛業法中改正法律案ニゴザイマス、本案ハ本月十日、貴族院ノ日程ニ上リマシテ、御審議ノ末委員付託トナリマシテ、去ル十三、十四日ノ兩日三開會ノ皆デゴザイマシタガ、委員諸君ノ御総合セニ依リマシテ、定員ノ數ニ充チマセヌノデ、兩日トモ流會ニナリマシタノゴザイマス、其翌十五日ニ開會ヲ致サレマシテ、引續キマシテ本議ニ移リマシテ、御審議ノ末、差シタル御異議モナク、本案原案ノ通り可決致シテ、當院ニ御回送ニナリマシタ案ニゴザイマス、其理由ト致シマシテハ誠ニ簡單ナル理

由デゴザイマシテ、鑛業ノ保護及事務取扱上不備ノ點ヲ補正スルノ必要アリ、是レ本  
案ヲ提出スル所以ナリト云フ、極ク簡単ナル理由デゴザイマシタガ、此理由ニ付キマシテ  
曩ニ諸君ノ御手許ニ御配付ニナツテ居リマスル文書ト、尙鑛業法ニ付テ精シク御承認  
ヲ願ヒタイト思ヒマス、堵テ當院ハ御審議ノ上、委員付託トナリマシテ、其後本月  
二十一日委員長理事ノ互選ヲ行ヒマシテ、尙二十五日、二十七日ノ兩日ニ委員會  
ヲ開會致シマシタガ、我鑛業界ニ取リマシテハ本案ハ頗ル重大ノ案件デゴザイマス故ニ、  
委員諸君一人ノ御缺席モゴザイマセヌ、滿員御出席ノ上デ、政府委員機部鑛山局長  
ヨリ政府案ノ理由ヲ精シク御説明ガアリマシタ、又各委員ノ御質問モアリマシテ、慎重  
ニ審議ヲ遂ゲマシテ、又當局大臣ノ御出席ヲ求メ、將來我鑛業發展上ニ付キマシテ二  
三ノ御希望ヲ述ベラレマシタ、其重ナル點ハ鑛業者ヲ保護ノ上ニ於キマシテ、將來出來  
得ル限り鑛業者ノ便利ヲ圖ルト云フコトガ主デゴザイマシタ、結局審議ノ末、原案通り  
可決致シマシタガ、本案ハ詰リハ箇條ニ涉リマシテ鑛業者ノタメ幾分カノ便益ニナル改  
正案デゴザイマスルガ故ニ、諸君本案ハ各派ヲ通シマシテ御一人ノ御異論者ハアリマス  
マイト存ジマスル、因テ本案ハ満場御一致テ御賛成アランコトヲ希望致シマスル次第デ  
ゴザイマス

○菅原傳君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ委員長報告通り決定セ  
ラレントヲ望ミマス

○議長（長谷川純孝君） 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ委員長報告  
通りニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷川純孝君） 御異議ガナケレバ直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供  
シマス

鑛業法中改正法律案

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷川純孝君） 御異議ガナイト認メマスカラニ二讀會ヲ省略シ、本案ハ委員  
長報告通り確定致シマス——日程第一、森林法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、  
議案ノ朗讀ハ省略致シマス、請願委員長福井三郎君代理武藤金吉君

第二 森林法中改正法律案（請願委員長提出） 第一讀會

森林法中改正法律案

森林法中左ノ通改正ス

第二十二條ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ  
在ラス

第二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ  
地方長官ニ於テ第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ保安林ノ編入解除ニ關スル  
處分ヲ爲シタルトキハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十七條ノ二 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定シタル職權  
ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第五十條中「土地ノ使用又ハ收用ノ協議調ヒ、裁決確定シ又ハ判決アリタ  
ルトキハ補償金又ハ擔保ノ裁決確定セサルトキト雖ニ」第五十五條第一

第五十六條 土地收用法第六十四條、第六十六條及第六十七條ノ規定ハ本  
章ニ依リ使用又ハ收用セラレタル土地ニ之ヲ準用ス  
第七十八條 森林、原野、山岳又ハ荒蕪地ニ於テハ地方長官ニ於テ必要ト認  
メ主務大臣ノ認可ヲ得テ指定シタル場合ヲ除クノ外火入ヲ爲スコトヲ得  
ス  
前項指定ノ場合ニ於テ火入ヲ爲サムトスルトキ又ハ前項以外ノ土地ニシ  
テ森林ニ接近セル土地ニ火入ヲ爲サムトスルトキハ森林官吏又ハ警察官  
吏ノ許可ヲ受クヘシ  
○福井三郎君 此案ハ審査ノ衝ニ當ツタ武藤主査ヨリ報告スレ告善デゴザイマス  
○議長（長谷場純孝君） 今武藤君ヲ呼ビマシタ  
○福井三郎君 其法案ハ請願委員會ヨリ提出シテアルノデゴザイマスガ、審査ノ衝ニ  
當ダ主査ヨリ報告セシムベキ積リテ、ソレデ一切其書類ハ主査ノ手ノ方ニ回シテアリマ  
ス、今主査ハ他ノ委員會ニ出席シテ居リマス、呼ビニヤツテ居リマスカラシテ、日程ヲ……  
○議長（長谷場純孝君） 武藤君が出席シマシタカラ、續ケテヤリマス  
（福井三郎君「オイ因ルナ」ト呼フ）  
（武藤金吉君登壇）

○武藤金吉君 森林法中改正法律案此法律案ハ、森林法中土地使用ニ關スル規定改正ノ請願ニ付キマシテ、京都府北桑田郡山國村野尻岩次郎君外十五名、紹介議員ハ木戸豊吉君、外二件テゴザイマス、一ハ松尾寅三君ノ紹介、一ハ加藤恒忠君外一名ノ紹介ニ係ルモノデゴザイマス、請願委員會ハ分科會ニ於キマシテ之ヲ採擇スベキモノト決定致シマシテ、更ニ特別委員五名ヲ選舉致シマシテ、此審査ヲ致シマシタ、而シテ此土地收用ニ關スル法律案ノ制定ニ際シマシタトコロ、丁度農商務省ニ於キマシテハ是ト同時ニ森林法ニ付キマシテ改正スペキモノガアルノデアリマシテ、之ヲ別ニ改正案ヲ提出シマスルノモ煩シウゴザイマスカラ、此請願委員ノ審査ト同時ニ出シタヒト云フコトデゴザイマシテ、政府委員出席ノ上數回ノ審査ヲ重ねマシタトコロ、其改正ノ條項ヲ簡単テゴザイマスカラ讀ミマス

**第二十二條**ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條二左二項云加

地方長官ニ於テ第三十七條ノ二ハ規定ニ依リ 保安林ノ編入解除ニ關スル處ハ  
ヲ爲シタルトキ、前項ノ手續ヲ爲ハヘン

### 第三十七條ノ二 主務大臣ハ

ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

補償金又ハ<sup>八</sup>賃保ノ裁決確正セサルトキト雖<sup>ヲ</sup>第五十五條第一項ノ裁決アリ

八  
トキハ  
ニ  
改  
ム

**第五十六條** 土地收用法第六十四條、第六十六條及第六十七條之規定，本部

第七十八條 森林、原野、山岳又ハ荒蕪地ニ於テハ地方長官ニ於テ必要ト認

**主務大臣ノ認可を得テ指定シタル場合ヲ除クノ外火入ヲ爲スコトヲ得ス**

前項指定ノ場合ニ於テ火入ヲ爲サムトスルトキ又ヘ前項以外ノ土地ニシテ森林ニ接近日セル土地ニ火入ヲ爲サムトスルトキハ森林官吏又ハ警察官吏ノ許可ヲ受ク

ヘシ

是ダケガ成文デゴザイマス、サウシテ此理由ヲ簡単ニ申シマスレバ、此ニソニナツテ居リマス、政府ノ方カラ出シマシタモノハ、保安林ノ編入解除ニ關シマシテ、其手續ヲ地方長官ニヤラセルト云フノガ、一ツデゴザイマス、モウ一ツハ火入ヲナストキハ山ヲ燒キマス時分ニハ、森林官吏又ハ警察官吏ノ許可ヲ受ケナケレバ燒クコトガ出來ナイト云フ規定期テゴザイマシテ、是ハ農商務省カラ請願委員會ニ提出サレマシタ案デゴザイマス、サウシテ此請願ニ係リマス土地ノ收用使用ニ關シマシテハ、別ニ土地收用法ノ規則モアリマスケレドモ、此森林ニ關シマシテノ土地ノ使用ハ茲二十分ニ使用ノ出來ル方法ヲ改正ラ致シマシテ、全然此案ニハ政府ハ同意ヲ致サレマシタノアリマス、尙此案ニ付キマシテハ政府委員ニ於キマシテモ言明ヲサレルコトデゴザイマセウ、請願委員會ハ分科會ハ開キマセヌガ、特別委員會ニ於キマシテモ、亦請願委員會ニ於キマシテモ、満場一致ヲ以テ決議ラ致シマシタ、此段御報告ニ及ビマス。

(政府委員上山滿之進君登壇)

○政府委員(上山滿之進君) 唯今請願委員會カラ提出ニナリマシタ森林法中改正法律案ニ付キマシテハ、政府ハ全部同意デゴザイマス、武藤君カラ詳細ニ述ベラマシタル別段精シコトヲ申上グル必要ハアリマセヌガ、大體政府ニ於テ同意致シマシタ譯ヲ簡單ニ申述ベヤウト思ヒマス、武藤君カラ唯今御述ニナリマシタ通り、此案ハニツノ事柄ヲ含ンデ居ル、其第一ハ森林法中ニ規定シテゴザイマス主務大臣ノ職權ヲ事柄ニ依テ地方長官ニ委任ヲシヤウト云フコトが一項デゴザイマス、是ハ御承知ノ通リ森林法中ノ保安林ノ編入、解除、開墾ノ禁止、制限等ノ處分ハ農商務大臣ノ職權ニ屬シテ居リマシタガ、其中ノ或ルモノヲ地方長官ニ委任シタ方ガ仕事モ早ク出來ルト云フ事柄ガゴザイマスノ、其委任ノ出來ル途ヲ開キタイト云フノガ、此趣意デゴザイマス、ソレハ此案ノ第二十七條ニト云フモノヲ一ツ加ヘマシタ、ソレハ其條文ニ依テ御承知下サルコトが出來ルト思フ、其前ノ一十二條ニ但書ヲ加ヘルコト、二十二條ニ一項ヲ加ヘルコトハ三十七條ニノ規定ガ加ハッタ結果トシテ、現行ノ森林法三書イテアル手續ヲ幾ラカ變ヘナケレバナラヌタメデゴザイマス、第二ノ問題ハ請願トシテ現ハレタ事柄デゴザイマシテ、現行ノ森林法デゴザイマス、此五十條ニ土地ノ使用、收用ニ付テ協議ガ整フカ協議ノ整ハザル場合ニ、ソレニ對スル裁決ナリ判決ナリが確定シタ場合デナケレバ、土地ヲ使ハナイト云フコトニナツテ居リマス、土地收用法セ一般ノ土地ノ收用ニ關スル規定デゴザイマスト、地方森林會ノ決議ガアルト直グニ土地ヲ使フノアツテ、此權衡が取レテ居リマセヌ、其權衡ヲ取ルテ此改正ニ依テ地方森林會ノ裁決ヲ經タラバ土地ガ使ヘルコトニシヤウト云フノガ、此請願委員會デ極リマシタ一箇條デゴザイマス、ソレガ御手許ニアル案ノ八十條中ノ改正ニ當リマス、其次ノ五十六條ノ改正ハ五十條中ノ結果、森林法ト土地ノ收用法トノ權衡ヲ取ルガタメニ變ツタノアリマス、第二ノ問題ハ火入レノ問題デアリマス、現ニ各地方ノ原野ニ火入ト云フコトが大分行ハレテ居リマスガ、此火入ナルモノハ土地ノ力ヲ弱メルト云フコトハ議論ノナイコトデアリマス、ソレデ此火入ヲ原則トシテ禁止ヲシヤウト云フノガ、第三ノ事柄デアリマス、尤モ火入ヲ全然禁止致シマスト是ニハ又種々農業上ナリ牧畜上ニ障害ヲ起シマスカラ、全然禁止スルコトハ勿論出來マセス、ソレハ主務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官ガ斯ウ云フ場合ニ火入ヲサスコトヲ極メタ場

合ハ除外スルコトニナル、即チサウ云フ場合ニ火入ヲサスコトノ猶豫ヲ取ダ、此規程ヲ置キタイト云フ趣意ニナツテ居リマス、大體政府ノ同意致シマシタ趣意ハ唯今申上ダタ通リデアリマス

○福田又一君 議長タ々

○議長(長谷場純孝君) 質問デスカ

○福田又一君 質問デハアリマセヌ、私ハ委員付託ノ動議ヲ提出シタイ——是ハ請

願委員長カラノ立案デモアリマスシ、政府モ同意ヲ致サレタノアリマスカラ、立派ナ改

正案トハ考ヘマスルガ、尙法律案トシテ之ヲ決定スルニ付テハ、モウ少シ審議ヲ致シタイ

考デ、委員付託ノ動議ヲ提出致シマス

○菅原傳君 唯今福田君ヨリ委員付託ノ動議モアリマスガ、サリナガラ此問題ハ四十人ヨリ成立ツテ居ルトコロノ請願委員會ニ於テ審議討論決定セラレ、而シテ又政府ニ於テモ全然同意見ヲ有セラレルトコロノ案件デアリマスカラ、最早委員ニ付託スル必要ガナイト思ヒマスカラ、本案ハ直ニ二讀會ヲ開カレンコトノ動議ヲ提出致シマス

○議長(長谷場純孝君) 「賛成タ々ト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 福田君ノ說ニ賛成ガアリマスカ

○議長(長谷場純孝君) 「賛成タ々ト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 賛成ガアリマスカラ、採決ヲ致シマス、二ツノ說ガ出テ居リマスカラ、先ツ委員付託ノ說カラ採決ヲ致シマス、福田君ノ委員付託說ニ賛成ノ方ハ起立

○議長(長谷場純孝君) 少數、本案ハ直ニ二讀會ヲ開クト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、直ニ二讀會ヲ開キ、議案全

部ヲ議題ニ供シマス

○議長(長谷場純孝君) 請願會ヲ省略シテ委員長ノ報告通リト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガアリマセヌカラ本案ハ請願委員長報告ノ通リ是ニシテ委員長ノ報告通り決定シラレントコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 唯今二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマシタカラ二讀會ヲ省略シテ委員長ノ報告通リト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ

ナラレタ御方ハ宮古君、中村君、加瀬君、卜部君、安東君ト、斯様ニ各方面ノ意見ヲ成ヘク集メラレルヤウニ致シマシテ、此委員諸君中ニ委員長モ加ハリマシテ、政府委員トモ誠ニ胸襟ヲ披イテ協議相談會ヲ致シマシタ結果ガ、御手許ニ差出シテアリマスル通リニ修正スルコトニナリマシタ、ソコデ此修正ノ趣旨ヲ簡單ニ述ベ「スルガ、第二十五條或ハ四十條等ニ多少ノ修正ハアリマスルケレドモ、之ハ繰返シテ其趣旨ヲ述ベルダケノ必要ヲ認メマセヌ、唯第四節ノ再審トアリマスルトコロデ、七十七條、七十八條、七十條ハアリマス、原案ノ此三箇條ニ於キマシテ、非常ニ修正ノ文字が變ッテ居リマス、文字ハ變ッテ居リマスケレドモ、實質於テハ餘り變リハナイ、原案ニ於キマシテハ法律ニ違背シタモノハ再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ルト書イテ置キマシテ、次ノ條ニ於キマシテハ左ノ事項ヲ常ニ法律ニ違背シタルモノトスト、現ニ民事訴訟法ニ書イテアル通リ舉ゲタノアリマスガ、明カニ常ニ違背シテ居ルモノハ——法令ニ違背シタルモノハ再審ノ訴ヲ爲スコトが出來ルト書イテアル以上ハ、如何ニモ煩ハシク事ミシク茲ニ々舉ゲル必要ハナイ、舉ゲナクテモ分リ切シテ、今ノ第一項ニ入ルモノアルト云フ趣旨ニ於キマシテ總テ是ハ修正ヲ致シマシテ、形ハ削ッタヤウニアリマスガ、内實ハ今ノ裁判ガ法令ニ違背シタルトキト云フ場合ニ意味ガ含ンデ居ル、其意味ノ蛇足ヲ茲ニ加ヘル必要バナイト云フ意味デ、修正致シマシタ、ソレカラ七十八條ノ——原案ノ七十九條ノ末ニ此裁判ノ提起期間ト云フモノが極メテゴザイマシタガ、之ハ修正致シテ御手許ニアル通リニナリマシタ、是モ私ハ詳シク御報告スル必要ハナイ、其他多少ノ修正ハ文字ノ上ニアリマスガ、諄々シク御報告スル必要ヲ認メマセヌ、唯此法ヲ實行スル其日ニヨリ「明治四十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス」ト云フコトニ致シマシタ、是ガ大體ノ御報告アリマスガ、要スルニ本案ノ精神ハ行政裁判所ハ是マテ一審ゴザイマシテ、如何ナル不法ノ判決錯誤ノ判決ヲ受テモ訂正スル途がナク、現狀ニ回復スル途が開ケナカッタラシテ、非常ニ是既往ノ經過ニ鑑ミマシテ、行政裁判所ニモ一審ヲ開イテ貰ヒタ、二審が出來ナケレバ再審ノ途ヲ開イテ貰ヒタイト云フ懷ク者アリマス、而シテ之ハ即チ法曹社會ニ於キマシテモ、皆サンノ御意見アル、恐クハ本院ニ於テ各何レノ派ニ於キマシテモ此途ヲ開クコトハ御同感アル、即チ同一ノ感ヲ持ッテ居ツタモノト信ジマス、而シテ昨年ハ政府ノ同意ヲ得ルコトが出來マセヌカッタガ、本年ハ此修正致シマシタ案ニ付キマシテハ、政府ニ於テ大體異議ナシト云フコトノ言明ヲ委員會ニ於テ得マシタノアリマスカラシテ、今年ハ幸ニシテ之ガ法文ニナリ、行政裁判所ニモ更ニ不法ナル判決ヲ救正スル途ヲ開クトが出來ルト、誠ニ喜シテ居リマスノ、トウカ本案ハ委員會ニ於キマシテモ既ニ宿題トナツテ居ル上ニ審議ヲ盡シマシタ、審議ヲ盡サル、前列舉シタ通り各方面ヨリノ意見ヲ取ラレルタメニ、調査ノ人ミト云フモノノ委員長ハ精選致シタ積リテアリマス、其人ノ手ニ依づテ出來上ツタ案アリマスカラ、何卒直ニ御賛成下サルコトヲ願ヒマス、唯豫メ茲ルノガアリマスカラシテ、之ハ間違ヲ正シテ置キタイト云フコトデアリマシタガ、委員會ニ確定シタ後デアリマスカラ、トウモ委員會ニハ再ビ其審議ヲ開クコトハ委員會ノ後デアルカラ出來ナイト云フコトデ、本會ニ訴ヘラレルコトニナッテ居リマス、委員長ニ於キマシテハ宮古君が提議サル、コトガ穩當アルト思ヒマスカラ、之ヲ附加シテ置キマス

○管原傳君 本案ニ對シテ直ニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 直ニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト呼フ者アリマスカ  
○議長(長谷場純孝君) 第二讀會

○宮古啓三郎君 修正ヲ致シマシタイト云フ箇條ハ、此案ノ中ア「第二十一條削除」トアリマスルヲ削除スルト云フコトデアリマス、ソレハ行政裁判法ノ第二十一條上云フノハ行政裁判所ノ判決ノ執行ヲ通常裁判所ニ嘱託スルコトガ出來ルト云フ規定デアリマス、之ハ行政裁判所ノ判決ノ性質上餘り必要ガナイト云フコトデ、昨年ノ政府案ニ削除スルコトニナツテ居ツタノアリマス、ソレガタメニ本員等カラ本案ヲ提出スル際ニ於テモ、昨年ノ政府案ノ通リニ此案ヲ削除スルコトニシテ提案ヲ致シタノアリマスガ、段々考ヘテ見マスルト云フト行政裁判所ノ判決モ通常裁判所ニ嘱託スルコト便宜トスル場合ハ絶無デハナイ、絶無デナク、之ガアリ得ル、又アルガ便宜ナリトスレバ、現行法ニアルモノヲ削除必要ハナカラウト考ヘマシテ、政府ノ人ニモ話シマシタガ、ソレデ大抵宜シカラウト云フ意見デアリマス、左様ナ譯デアリマスカラ「第二十一條削除」ト云フヲ削除シテ、現行法ノ通リニスルト云フ修正案デアリマス

○議長(長谷場純孝君) 「贊成ト呼フ者アリ」  
○議長(長谷場純孝君) 宮古君ノ動議ハ定規ノ贊成ガアリマスカラ、宮古君ノ動議ヨリ採決致シマス、宮古君ノ行政裁判所法中改正法律案「第二十一條削除」トアルヲ削除スル、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
○議長(長谷場純孝君) 「起立ハゼルモ異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」  
○議長(長谷場純孝君) 多數ト認メマス、修正通リ決シマス、其他委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ  
○議長(長谷場純孝君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 宮古君ノ動議ハ定規ノ贊成ガアリマスカラ、其他委員長報告通リ決シマス  
○元田筆君 唯今ニ二讀會ニ移ル場合デアリマスガ、政府委員ハ委員會ニ於キマシテハ大體同意ト云フコトヲ言明サレテ居ルノテ、願クハ本會ニ於テモ此言明ヲシテ戴キタイ  
○政府委員安廣伴一郎君登壇  
○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、其他委員長報告通リ決シマス  
○政府委員(安廣伴一郎君) 唯今ニ二讀會ニ移ル場合デアリマスガ、政府委員ハ委員會ニ於テ述ベマシタ通り、又委員長ヨリ御報告ニナリマシタ通り、大體ニ於テハ政府ハ異議ハゴザイマセヌト云フコトヲ申シテ置キマス  
○議長(長谷場純孝君) 「御苦勞様ト呼フ者アリ」

○議長(長谷場純孝君) 大體委員長ノ報告通リ御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通リ決定致シマス  
○管原傳君 二讀會ニ於テモ一讀通リ決定セラレンコトヲ望ミマス  
○議長(長谷場純孝君) 今管原君ノ動議ハ直ニ、二讀會ヲ開クノ動議アリマスカラ  
○管原傳君 二讀會ハ既ニ開イテアルト心得マスカラ、二讀會通リ二讀會ニ於テモ決定セラレンコトヲ望ムト云フコトヲ申述ヘタノアリマス

○議長(長谷場純孝君) 直ニ二讀會ヲ開クト云フコトニ御異議アリマセヌカ  
○管原傳君 二讀會ハ既ニ開イテアルト心得マスカラ、二讀會通リ二讀會ニ於テモ決

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ直ニ二讀會ヲ開キマス

行政裁判法中改正法律案

○議長(長谷場純孝君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り(「委員長報告通リテハ違フ」ト呼フ者アリ)即チ二讀會決定ノ通りニ確定致シマス(拍手起ル)日程

第四、衆議院議員選舉法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長中倉万次郎君

第四 衆議院議員選舉法中改正法律案 第一讀會ノ續(委員長)

(東武君外一名提出) (中倉万次郎君登壇)

(拍手起ル)

○中倉万次郎君 報告致シマス、此衆議院議員選舉法中改正法律案ハ東武君外

一名ヨリ提出ニナリマシタ法律改正案ニアリマス、本案ニ付キマシテハ三回委員會ヲ開

キマシテ、修正ヲ加ヘマシテ委員會ハ決定致シマシタ、此案ニ付キマシテハ第一讀會ノ

初メニ方ダテ提出者ヨリ精シク理由ヲ述ベテアリマスカラシテ私ハ之ヲ略シマス、ソコデ結

果ヨリ申述ベマシテ此修正致シマシテ成案トナッタコロノ要點ヲ御紹介致シマス、斯

様ニ修正決議シマシタ、「衆議院議員選舉法別表中左ノ通改正ス、神奈川縣横濱市

ノ次ニ横須賀市一人、長崎縣長崎市ノ次ニ佐世保市一人、新潟縣新潟市ノ次ニ長

岡市一人、三重縣四日市市ノ次ニ宇治山田市一人、愛知縣名古屋市ノ次ニ豊橋市

一人、長野縣長野市ノ次ニ松本市一人、福島縣若松市ノ次ニ福島市一人、廣島縣

廣島市ノ次ニ吳市一人、熊本縣郡部ノ次ニ天草一人ヲ加フ、北海道廳、札幌、空

知、上川、増毛、室蘭、浦河、各支廳管内四人、函館、檜山、後志、各支廳管内

三人、根室、釧路、河西、網走、宗谷、各支廳管内一人、根室支廳管内千島ニ屬

スル諸郡ヲ除ク」附則本法ハ次ニ總選舉ヨリ之ヲ施行ス此通り改

正ヲ致シマシテ、

委員會ハ通過致シマシタ、滿場一致テ通過シマシタ、此經過ニ付キマシテ一言附加ヘ

テ置ク必要ガアラウト思フ、委員會ヲ開キマシテ政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、政府ノ

意図モ確メマシタガ、此修正ニ成立テマシタコロノ案ハ、御承知ノ通り數回本議場ハ

大多數テ通過シタ案テゴザリマス、不幸ニシテ政府モ一向同意ヲ與ヘラレナイトコロカ

ラ、又貴族院モ或ハ議了ニ至ラズ、或ハ否決ノ不幸ヲ被ダテ、今日マテ成立ヲ見ルコト

ガ出來ナカッタノアリマス、デ其政府ノ同意スルコトが出來ナイ、貴族院ニ於テ之ヲ或

ハ否決或ハ議了セザルニ終ルト云ノハ、御承知ノ如ク現行選舉法ノ別表ノ末項ノ但

書ニ、彼ノ法律ヲ施行シタ後十箇年ハ選舉區ノ人口ニ増減ガアルトモ決シテ増減シナイ

ト云フ但書ノ明文ニ拘泥シテ、今日マテ政府ノ同意ヲ得ナイト云フヤウナ實況ニアッタノ

デアリマス、所ガ丁度此次ノ總選舉ヲ假ニ四十五年ノ五月ト致シマスルト、其間十箇

年ノ年期ハ僅カ二箇月ヲ剩ス位ニナツテ居ル、ソレデ成ルベク今年ハ政府ニモ同意ヲ得

貴族院ニ於テモ通過ニナリタトイコトデ、政府委員モ出席ヲ求メマシテ意見ヲ叩キ

マシタコロガ、相變ラズ政府委員ニ於テハ最早今日ハ實質ニ付テハ御同情ヲ持テ居

ルノデアル、併ナガラ此處テ同意ヲスル、或ハ此次ノ四十五年ノ總選舉ノ際改正案ヲ

## 第二讀會

○菅原傳君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シ、委員長報告通り決定

致シマシテ成案トナリマシタ獨立ノ選舉區トナルコトノ出來ナクテ居ル各市ニ於テモ多

少調査ヲ致シマシタナラバ、不幸ヲ被ダテ居ル處ガアルデアラウト思フ、ソレデ成ルベク速

要ニ追テ居ル理由ヲ述ベマシタコロガ、内務大臣ニ於キマシテモ今政府委員ノ答ヘタ

通り、ヤハリ大臣モ此事情ニ於テハ尤モニ考ヘル、單リ北海道ノミナラズ、又茲ニ修正

致シマシテ成案トナリマシタ獨立ノ選舉區トナルコトノ出來ナクテ居ル各市ニ於テモ多

少調査ヲ致シマシタナラバ、不幸ヲ被ダテ居ル處ガアルデアラウト思フ、ソレデ成ルベク速

- ト致シマシタノハ、之ヲ四月ヨリ發布致シマスレバ七月ヲ待タズシテ六月ヨリ申請ヲサシテ宜シカラウト云フ譯テ「六月一日」ト云フコトニ修正ヲ致シマシタ次第ゴザイマス、サウシテ委員會ハ満場一致ヲ以テ此修正案ヲ決シタ譯テゴザイマス、然ルニ本案ハ御承知ノ通り昨年モ本院ヲ通過致シマシタ案テゴザイマシテ、段々政府ノ方ニモ交渉ヲ遂ゲマシタケレドモ、政府ニ於テハ遺憾ナガラ之ニ同意スルコトハ出來ヌト云フコトニゴザイマシタ、誠ニ遺憾ナコトゴザイマスケレドモ、委員會ハ満場一致ヲ以テ右修正ノ通リニ可決シタ次第ゴザイマス、此段御報告ヲ致シマス（拍手スル者アリ）
- 議長（長谷場純孝君） 清水市太郎君ニ御詣ヲ致シマスカ、賛成ノ通告ガアリマスケレドモ、別ニ反對ノ通告ガアリマセズ
- 清水市太郎君 政府委員が反対ノ意見ヲ御提出ニナリマシタラ、ソレニ對シテ本案賛成ノ意見ヲ申述ベル積リテゴザイマシタガ、其コトガアリマセヌカラ——必要ガゴザイマセスカラ、撤回ヲ致シマス
- 菅原傳君 別ニ異論ガゴザリマセスケレバ、本案ニ對シテ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ、直ニ決定セラレントヲ望ミマス
- 議長（長谷場純孝君） 直ニ二讀會ヲ開キ、委員長報告通り御異議アリマセヌカ（異議ナシト呼フ者アリ）
- 議長（長谷場純孝君） 御異議ナケレバ、直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス……

- 國有土地森林原野下屢申請期間ニ關スル法律案 確定議
- 議長（長谷場純孝君） 御異議ナナイト認メマスカラ、三讀會ヲ省略シ本案ハ是ニテ確定致シマス、——日程第六、砂糖消費稅法中改正法律案第一讀會ノ續、委員長ニ士忠造君

### 第六 砂糖消費稅法中改正法律案（三士忠造君登壇）

#### 第一讀會ノ續（委員長）

- （三士忠造君登壇）
- 二士忠造君 砂糖消費稅法中改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、本案ハ九州四國ノ一部小笠原島其他ノ地方ノ百万以上ノ細民ノ危急ニ關係シマスル重大ナ案テゴザイマスケレドモ、案其モノハ極ク簡單ナモノニアリマス、即チ白下糖ノ消費稅が現行法ニ於キマシテハ三圓アルヲ、一圓ニシヤウト云フ案ニアリマス、之ニ付キマシテ數回委員會ヲ開キ、政府委員一段々交渉モ致シマシタガ、政府委員ハ本案提出ノ際此讀場ヲ述ベラタ如ク、ヤハリ反對ヲ述ベラレルノテアリマス、其反對ノ理由ハ要スルニ一箇條アルノデアリマス、一つハ財源ノ問題、一つハ課稅ノ均衡問題デアリマス、課稅ノ均衡問題ハ政府ノ申シマスルトコロデハ黑糖ト白下糖ト同シク二圓ニスルト云フコトハ、政府ノ砂糖消費稅ノ稅率ヲ算定シタ其標準ヲ破ルト云フコトニアリマス、併ナガラ是ハ政府ノ方ハ見方が私共トハ間違テ居ルト考ヘルノデアリマス、其承知ノ通り砂糖消費稅ノ稅額ヲ算定致シマシタ標準ハ、和蘭標本ノ色素ニ依ラヌアリマス、和蘭標本ノ色素ニ依リマシテ、算定致シマスルモノニ對シテハ相當ノ公平ヲ得マスケレドモ、日本固有ノ砂糖即ち黒糖ト白下糖トハ和蘭標本以外ノモノアリマシテ、之ヲ和蘭標本ノ標準ニ依ッテ一率ニ、律シヤウトスルタルメニ間違ガ起テ來ルト云フノデアリマス、若シ和蘭標本ノ色素ニ依リマシテ、算定致シマスルト云フト、黑糖ハ黒アルアリマス、又糖ハ白イ、和蘭標本テハ白イ程高イ、從テ白下糖ト黒糖ト一緒ニ出來ナイト云フ結

- 政府委員（菅原通敬君） 本案ニ付キマシテハ先日モ申シマシタ通り、政府ニ於キマシテハ御同意ハ出來ヌノデアリマス、其理由ハ茲ニ之ヲ繰返ス必要ハナイト思ヒマスガ、抑、砂糖消費ノ稅率ハ昨年ニ於キマシテ稅法ノ整理ヲ行フ場合ニ於テ、十分ニ能ク調査研究ヲ重ねマシテ、殊ニ此白下糖ノ問題ニ付キマシテハ最モ能ク審議ヲ盡シタノデアリマス、而シテ各種ノ砂糖ノ間ニ能ク其權衡ヲ保チマシテ、サウシテ其稅率が定シテ居ルノデアリマス、此砂糖消費稅率ハ昨年ニ於キマシテ稅法ノ整理ヲ行フ場合ニ於テ、未ダ一年ノ經過ヲ持テ居リマセヌト云フ今日ニ於キマシテ、此砂糖ノ稅率ヲ變更致サナケレバナラヌト云フ新ナル理由ハウカ百万元以上ノ細民ノ救濟スル重大ナル案テアリマスカラ、満場一致ヲ以テ政府ノ不賛成アルニ拘ラズ御賛成アランコトヲ希望シマス
- （政府委員菅原通敬君登壇）
- 政府委員（菅原通敬君） 本案ニ付キマシテハ先日モ申シマシタ通り、政府ニ於キマシテハ御同意ハ出來ヌノデアリマス、其理由ハ茲ニ之ヲ繰返ス必要ハナイト思ヒマスガ、苦シシノアリマス、此案ニ從ヒマスト砂糖ノ稅率が此白下糖ノ稅率が最モ低キ一圓ノ税率ニナルト云フノデアリマス、一百斤一圓ノ稅率ト申シマスト糖蜜ノ稅率ヨリモ、白下糖ノ稅率が低クナルト専又ソレニ付キマシテ熟考モ致シテ見タノデアリマスガ、ドウ致シマシテモ其理由ノ發見ニテアリマス、此案ニ付キマシテ、此砂糖ノ稅率ヲ變更致サナケレバナラヌト云フ新ナル理由ハ少シモ之ヲ發見スルコトが出來ヌノデアリマス、委員會ニ於キマシテ能ク意見ヲ交換シテアリマス、併ナガラ是ハ政府ノ方ハ見方が私共トハ間違テ居ルト考ヘルノデアリマス、其承知ノ通り砂糖消費稅ノ稅額ヲ算定致シマシタ標準ハ、和蘭標本ノ色素ニ依ラヌアリマス、和蘭標本ノ色素ニ依リマシテ、算定致シマスルモノニ對シテハ相當ノ公平ヲ得マスケレドモ、日本固有ノ砂糖即ち黒糖ト白下糖トハ和蘭標本以外ノモノアリマシテ、之ヲ和蘭標本ノ標準ニ依ッテ一率ニ、律シヤウトスルタルメニ間違ガ起テ來ルト云フノデアリマス、若シ和蘭標本ノ色素ニ依リマシテ、算定致シマスルト云フト、黑糖ハ黒アルアリマス、又糖ハ白イ程高イ、從テ白下糖ト黒糖ト一緒ニ出來ナイト云フ結

スルナラバ、他ノ砂糖ニ對シテ比較的廉イ税率ニナルト云フコトニアリマスト、是迄白下  
糖ヲ造ツテ居ラヌ地方ニ於テ、此白下糖ノ製造ヲ多クナスト云フコトニナルノアリマス、  
加之白下糖ナルモノハ極メテ模造シ易イノアリマスカラ、サウ云フコトニアリマスト、折  
角白下糖ノ製造ヲ保護シ、獎勵シヤウト思ツテ作ラレタル案ガ、却ツテ反對ニナリハセヌカ  
ト云フコトヲ憂フルノアリマス、加之サウナリマスト現在ニ於テ二十万位ノ歲入減少ア  
濟ムト云フヤウナモノデモ、或ハ其歲入ノ減少ガ三十万ナリ或ハ四十万ナリノ多額ニ  
達スルコトニナラウト思ヒマス、是等ノ點ニ於テ本案ニ御同意致兼ヌルノアリマス  
○中川虎之助君 私ハ此席カラ政府委員ニ質問致シマス、唯今本案ニ反對シタ論  
旨ニ付テ質問ガアリマス、政府委員ハ政府委員ノ椅子ヲ濫用シテ詐リヲ云フ、先ツ反問  
スル、第一ハ此政府委員ガ皆サンノ十分ニ砂糖ノコトガ分ラスト云フトコロカラ、一昨  
年來度々此管原政府委員等が詐リヲ云フノデス、其詐リノ證據ハ政府委員管原君ハ  
一昨年吾ニ委員會ニ出シテ置イタ品物ハ是ハ何デアルカ、蒟蒻版摺ニシテ、今後白下  
ヤ黒糖ガ外國カラ樽入ニナツテ入ツテ來テ、九十万圓カラノ財源ガ殖エル、外國ノ樽入  
モノガ九十万カラ入ルト云フコトヲ委員會ノ中ニ大藏省ハ印刷物ヲ配付シタ、ソレカ  
ラ之ガ其一割モ外國カラ入ツテ來ナイ、事實ニ於テ三年ニモナルガ來ナイ、全ク知ラヌ  
テ嘘ヲ吐イタノデアル、ソレカラ又酸素ノ色素ノアル白下ヘ以テ來テ、其下ニハ斯ウ云フ  
モノガアルニ依ツテ、白下ノ減稅ヲスト、砂糖ノ定義ガ異動シテ取扱ガ困ル、斯ウ云フ、  
ヨクノ其品物ヲ見レバ全クノ白下ナイ、其再製糖ヘ以テ來テ、上ニ琉球白下ト書  
イテアル、如何ニモ斯様ナモノガ白下アルナラバ、減稅ノ出來ヌト云フノモ御尤デアル  
ガ、此見本タルヤ全ク詐リデ、何レヨリ取寄セタノアルカ、斯ク云フ吾輩ハ首ヲ賭ケ  
テ詐リデアルト明言スル、若シ政府委員が詐リデアッタ首ヲ受取ルト談判シタコロガ、  
管原政府委員ハ血相ヲ變ヘテ、イヤ、是ハ大ニ間違ツテ居ル、此見本ハ撤廢スルト云ウ  
テ、先達之ヲ撤廢シテシマッタ、詰リ白下ト云ヒ黒糖ト云ヒ、何ガ違ツテ居ルカト云フト、  
僅カ鍋ノ中ヘ三十分カ四十分長ク置ケハ白砂糖ニナリ、鍋ノ中カラ早ク出セバ白下ニ  
ナクテ、唯粘ハイト堅イトノ達デアル、政府委員ハ白下糖ノ製造法モ知ラヌノアル、知  
ラヌデ詐リノ材料ヲ持ツテ來テ、委員會ノ眼ノ前テ吾ニ示サレタ、其品ヲ撤廢シタ、ソ  
ンナモノヲ押ヘタリ間違ツタ蒟蒻版ヲ配付サレルト云フハ、不居至極ノ次第アルト思フノ  
デアル、吾ニ砂糖業ヲ親シクシタ者カラ見レバ、白下糖ト黒糖ト品位ガ違フ、又品位ガ  
違フ、地體ガ違ノト云フコトハ調査が不行居アルカラ達フト思フノアル、精シク調べ  
テ見タナラバ、大阪ニモ各種ノ砂糖ノ専門ガアリ、東京ニモ各種ノ砂糖ノ専門ガアル、  
之ヲ商習慣ノ方カラ調ベテ實際價格ニ於テ調べレバ、決シテ甲乙ノ差ガアルベキモノナ  
イノデアル、ソレヲ知ラヌ間ニ、咄嗟ノ間ニ手前勝手ナ調ヲ造ツテ苟モ委員ノ前ニ詐リヲ  
言フノハ不都合デアル、チットシナムガ宜イ、ソレカラ政府委員ハ糖蜜ヨリモ廉イト云フコ  
トヲ云フガ、決シテ糖蜜ヨリ廉イノハナイ、又黒糖ト白下テハ白下が善イト云フコトヲ政  
府委員ハ云ヒマスケレドモ、決シテサウ云フコトハナイ、是ハ先刻モ云フ通り同ジモノニア  
ル、又白下ト云フモノハ昔カラ砂糖ノ商賣人同士ニハ分リ切ツタ品物デアル、常識ノア  
ルモノハ何等故障ナク是迄取引が出來テ居ル品物デアル、決シテ分ラヌモノニアノニア  
ル、併ナカラ若シ是が分ラヌモノトスレバ今度ノ改正法律案ノ甲ト云フ所ヘ「甘蔗榨汁  
ノ製糖場ニ於テ他物ノ混合又ハ分泌加工セサルモノニ限ル」ト云フ但書デモ加ヘレバ、  
如何ニ常識外レノ收稅更ニモ分ルダラウト思ノアリマス、ソレカラモウ一ツハ鹽ニ譬

スルナラバ、他ノ砂糖ニ對シテ比較的廉イ税率ニナルト云フコトニアリマスト、是迄白下  
糖ヲ造ツテ居ラヌ地方ニ於テ、此白下糖ノ製造ヲ多クナスト云フコトニナルノアリマス、  
加之白下糖ナルモノハ極メテ模造シ易イノアリマスカラ、サウ云フコトニアリマスト、折  
角白下糖ノ製造ヲ保護シ、獎勵シヤウト思ツテ作ラレタル案ガ、却ツテ反對ニナリハセヌカ  
ト云フコトヲ憂フルノアリマス、加之サウナリマスト現在ニ於テ二十万位ノ歲入減少ア  
濟ムト云フヤウナモノデモ、或ハ其歲入ノ減少ガ三十万ナリ或ハ四十万ナリノ多額ニ  
達スルコトニナラウト思ヒマス、是等ノ點ニ於テ本案ニ御同意致兼ヌルノアリマス  
○中川虎之助君 私ハ此席カラ政府委員ニ質問致シマス、唯今本案ニ反對シタ論  
旨ニ付テ質問ガアリマス、政府委員ハ政府委員ノ椅子ヲ濫用シテ詐リヲ云フ、先ツ反問  
スル、第一ハ此政府委員ガ皆サンノ十分ニ砂糖ノコトガ分ラスト云フトコロカラ、一昨  
年來度々此管原政府委員等が詐リヲ云フノデス、其詐リノ證據ハ政府委員管原君ハ  
一昨年吾ニ委員會ニ出シテ置イタ品物ハ是ハ何デアルカ、蒟蒻版摺ニシテ、今後白下  
ヤ黒糖ガ外國カラ樽入ニナツテ入ツテ來テ、九十万圓カラノ財源ガ殖エル、外國ノ樽入  
モノガ九十万カラ入ルト云フコトヲ委員會ノ中ニ大藏省ハ印刷物ヲ配付シタ、ソレカ  
ラ之ガ其一割モ外國カラ入ツテ來ナイ、事實ニ於テ三年ニモナルガ來ナイ、全ク知ラヌ  
テ嘘ヲ吐イタノデアル、ソレカラ又酸素ノ色素ノアル白下ヘ以テ來テ、其下ニハ斯ウ云フ  
モノガアルニ依ツテ、白下ノ減稅ヲスト、砂糖ノ定義ガ異動シテ取扱ガ困ル、斯ウ云フ、  
ヨクノ其品物ヲ見レバ全クノ白下ナイ、其再製糖ヘ以テ來テ、上ニ琉球白下ト書

ルベク本問題ニ直接ノ關係ノアルコトヲ御述ベニナルヤウニ  
○中川虎之助君 ソレチャヤモウ鹽ハヨシマス——譬ヲ云フノデス、此廉イ鹽ガアルノニ、  
ソレヲ高キ相場ニ許シテ、十倍カラ高ク我國ニ持ツテ來テ多ク賣ツテ居ルト云フノハ、廉  
イ鹽ヲ澤山持ツテ來テ賣ルト、内地ノ鹽田業者ヲシテ皆カラ仕來ツタ事業ヲ根本カラ潰  
サセルコトニナルカラ、ソレハ國家ノ上カラ見テスベキコトデナイト云フ意味ニ於テ、十倍カ  
ラ高イ鹽ヲ日用品アルニ拘ハラズ、國民ニ喫ベサセテ居ルノハ今日ノ状態已ムヲ得ヌノ  
アル、鹽ヤ砂糖ハ日用品アル、最モ必要品アル、砂糖ハ奢侈品アル、其奢侈品デ  
アル砂糖ニアベコベニ桂内閣ハ保護ヲシテ居ル、是等ハ手心ニ手心ヲ加ヘ、保護ニ保護ヲ  
加ヘルコトハ、是ハ言ハヌデモ分ル筈、ソレガタメニ迫害シテ全滅ササウ  
私モ砂糖業ヲヤテ居ルモノニ、臺灣ニハ桂侯爵ノ令弟ナド、一緒ノ會社ニ關係ガアル  
中川デ能ク知ニテ居ル、利益ガアリ過ギルソレテ内地ハドウカト云フ、數十万ノ貧民ノ  
甘蔗製糖事業ヲ強テ是ガタメニ偏頗ナル保護ヤ偏頗ナル扳ノタメニ迫害シテ全滅ササウ  
トシテ居ルノアル、斯ウ云フヤリ方ハ鹽ニ比ベテモ多少ノ手心ヲシテ、全滅ヲサセヌヤウニ  
シテヤラカレバナラヌ、此細民ノ農業ノ序ニシテ居ル砂糖ヲ潰スト云フヤウナコトハドウ  
デアルカ、鹽ノヤウナ日用品サヘ高イノヲ喫ベサセテ、内地ノ鹽業ヲ保護シテ居ルガ、奢  
侈品ノ砂糖ハ臺灣ニハ反對ニシテ非常ニ保護シテ、内地ニハソレヲ迫害シテ、全滅ササ  
ウナコトハ政府トシテスベキコトカドウカ分リ切ツタ話ダト思フ、因ツテ宜シク本案ハ一  
昨年當議會ニ諸君ノ協賛ヲセラレタ通り、滿場一致ヲ以テ、譯ノ分ラヌ政府委員ナゾ  
ノ反對論ヲ吐イタカラト云ウテ耳ニ掛ケヌデ、速ニ可決アラシコトヲ願ヒマス

(政府委員管原通敬君登壇)

○政府委員(管原通敬君) 中川君ノ極メテ御熱心ナ御演説ヲ伺ヒマシテ、敬服ノ  
至リデアリマス、唯其中ニアリマシテ申シテ置カナケレバナラヌコトガアリマスガ、政府ハ何カ  
詐リノ材料ヲ提供シテ、サウシテ諸君ヲ欺イタト云フヤウナ言ヲ御述ベニナリマシタガ(中  
川虎之助君「其通り」ト呼フ)其事タケラ辨明シテ置キマス、其中ノ一トシテ前年樽入  
黑砂糖ガ外國ヨリ入ツテ來ルダラウト云フ見込ノモノバ、紫摺ニ致シマシテ、委員諸君  
ニ御回シタコト云フコトガアリマシタガ、ソレハ其通り御回シテ御覽ニ入レテ居ルノデアリマ  
ス、ソレハ政府ノ見込ヲ申シマシタノデ、其見込ノ當ルヤ否ヤト云フコトハ、是ハ後ラ待  
タナケレバナラヌノアリマスガ、免ニ角其當時ニ於テ政府ノ見込ヲ立テマシタノガ、ソレ  
デアルノアリマス、其時ニ於テ詐リヲ申ス積リテ其モノヲ御覽ニ入レテアルノデハナイノデ  
アリマス(中川虎之助君「事實ガサウダ」ト呼フ)ソレカラ前回ノ委員會ニ於キマシテハ各  
種ノ白下糖ノ見本ヲ御覽ニ入レタノモ、是モ事實デアリマス、其中ニアリマシテ色ノ宣シ  
モノモ、惡ルイモノモ、各種ノモノガアッタノデアリマス、白下糖ヲ東京ニ於テ採取致シマ  
スト云フ、是ハ餘程困難デアリマス、併ナガラ免ニ角白下糖ノ見本ヲ採取致スノ必要  
ガアリマセウ、此白下糖ナルモノハ樽ノ上ノ方ニアリマス分ト、又下ノ方ニアリマス分ト、其



○飯田精一君 サウデス

〔「採決タク」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 採決致シマス、二讀會ヲ開クベシト云フ方カラ採決致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フ方

ヲ先づ二讀會ヲ開クベシト云フ方カラ採決致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フ方

ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(長谷場純孝君) 多數ト認メマス

○管原傳君 直ニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り決定セラレントコトヲ希望致シマス

トヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 直ニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ委員長報告通リニ決定シタクトニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供

裁判所名稱及管轄區域變更ニ關スル法律案

確定議

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議がナイト認メマスカラ二讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ、是ニテ本案ハ確定致シマス——日程第八、大湊開港ニ關スル建議案ヲ議題ニ供シ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者齋藤二郎君

第八 大湊開港ニ關スル建議案(齋藤二郎君提出)

大湊開港ニ關スル建議案

青森縣陸奥國下北郡大湊ヲ開港シテ貿易港ト爲スヘシ  
右建議ス

○齋藤二郎君 極ク簡単アリマスカラ此席カラ申上ゲマス、御許ヲ願ヒマス、詰リ此案ハ大湊ノ開港ニ關スル建議案ト云フノデアリマシテ、理由ハ載セテ諸君ノ御手許ニア

ル通りアリマスカラ、詰リテラ縁返スコトニナルノデス、唯一一言申上ゲテ置クコトハ實ハ

是ト同様ナ案ガ貴族院ニ於キマシテ現ニ相當ナモノトシテ採擇シテ議會ニ於テモ通過シテ居ルノアリマス、又此案ニモアリマスル通り野邊地カラ三十五哩ハカリ大湊ノ方へ鐵道ヲ敷カウト云フ法律案モ現ニ今委員會ニ於テ審査セラレツ、アルノアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ本案ヲ急イテ提出シタヤウナ始末アリマス、ソレデ要スルニ此案ノ内容ハ

大湊港ト云フモノヲ速ニ開港シテ、所謂世界ノ貿易港ニシタ、是ガ一ツアリマス、第二ハ東北發展策ノ前驅トシテ大湊ヲ是非開港シナケレバナラヌ、第二ハ御承知ノ如ク

青森直航ダケハ十分デナイカラ是ト相俟テ本州ト北海道桟太等トノ連絡ヲ著ケタルニ此二ツノ理由ニ依ツテ吾ミハ此開港ノ必要ヲ絶叫スルモノアリマス、ドウカ宜シク御賛成ヲ願ヒマス

○管原傳君 本案ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託セラレントコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名特別委員九名ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議がナイト認メマスカラ、其通り決シマス——日程第九、鐵道速成ニ關スル建議案ヲ議題ト致シ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者田中定吉君

### 第九 鐵道速成ニ關スル建議案(田中定吉君外一名提出)

#### 鐵道速成ニ關スル建議案

一香川縣下高松ヨリ德島縣下小島ニ至ル鐵道

右ハ四國鐵道豫定幹線中阿讚連絡上重要ナル線路ニシテ軍事上交通上必要缺ケヘカラサンモノナルヲ以テ政府ハ速ニ之カ建設ニ著手セムコトヲ望ム

右建議ス

○田中定吉君 本案モ頗ル簡單ナモノデスカラ本席カラ説明スルコトノ御許可ヲ願ヒマス、本案ハ四國鐵道幹線ノ起點ニ屬シマストコロノ高松市ヨリ德島縣下小島ニ到ル、約三十哩ノ鐵道ノ速成ヲ希望スルト云フ議案アリマス、尙四國鐵道幹線ノ中央部ニ屬シマス徳島縣川田ヨリ池田ニ到ル、鐵道ハ既ニ政府ニ於テモ議案ヲ提出ニナリマシテ、豫算ニ於テモ、法律案ニ於テモ、本議會ノ協賛ヲ經テ居ル案アリマシテ、貴族院ニモ回付サレ、是モ多分可決ニナルコト、存シマス、サウ致シマスト不日此四國幹線ノ中央部ハ工事ニ着手スル順序ニナラウト思ヒマスガ、唯飛離レテ四國幹線中央部ダケガ出來マシタノアヘ其效が甚ダ微弱アリマス、即チ本案ハ飛離レタモノヨリ起點ニ接續致シマシテ、一方ニ讚岐鐵道ハ聯絡ヲ保チ、遊園地タル琴平等トノ交通ノ便ヲ保チ、又一方ハ宇野灣ノ鐵道ト接續致シマシテ、山陽動脈タル山陽鐵道ト接續致シマシテ軍事上、其他交通ノ便利ヲ圖リタクトニ云フ趣意アリマスカラ、幸ニ諸君ノ御協賛ヲ得マシテ本建議ハ速ニ特別委員ニ付託セラレ、御調査ノ上御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○管原傳君 本案ハ提出者ノ希望通り、議長指名九名ノ特別委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ヲ議長指名九名ノ特別委員ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○武藤金吉君 委員會ノ成績ヲ御報告致シマス、本建議案ハ絹織物ノ輸出ニ付キマシテ、其化學ノ研究が足リマセヌメニ日本ニ於テ二億以上ノ生絲が出來ルニモ拘ハラズ、輸出絹織物ノ化學ニ至リマシテハ殆ド幼稚ヲ極メ、輸出絹織物ハ往々百万乃至二百万位マテ往クコトガアリマシタケレドモ、今日ニ於テハ其跡ヲ絶ト云フ有様アリマス、此種ノ學校ハ既ニ京都竝ニ米澤ニ出來テ居リマスか、最モ此直接ニ輸出織物ヲヤダ居リマストコロノ關東地方、即チ上毛地方ニ速ニ建テ、貴ヒタクト云フ建議案

ニアリマス、然ルニ政府ハ全然同意ヲ致シマシテ、文部大臣ニ於テモ四十五年度ニ於テ必ズ豫算ニ計上スルト云フコトハ言明ハ出來ヌケレドモ、成ベク速ニ此施設ヲスルト云フコトア、同意サレタノアリマス、委員會ハ満場一致ヲ以テ可決ニナリマシタ、願クハ本會ニ於テモ満場一致ヲ以テ通過アランコトヲ希望致シマス

○菅原傳君 本案ハ委員長報告通り可決セラレントコトヲ希望ミマス  
〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御異議無イト認メマスカラ、本案ハ委員長報告通り可決致シマス、日程第十一、全國荷造改良共進會開催ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長遠藤吉平君

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御異議無イト認メマスカラ、本案ハ委員長報告通り可決致シマス、日程第十一、全國荷造改良共進會開催ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長遠藤吉平君

○遠藤吉平君 私ハ委員長アリマス、此委員會ノ結果ヲ報告致シマスガ、委員會ニ於テ委員ノ質問致シマシタノハ豫テ御手許ニ回ツテ居ル建議案ニモアリマス通り、荷造改良共進會ニ三万圓ノ補助ヲ政府ニ請求スルト云フノハ、是ハドウニ云フ所カラ三万圓ト云フモノヲ割出シタカト云フ質問ガアリマシタガ、是ニ付テ建議者ノ答ヘマスルニハ、是マデ大阪ニ二回程共進會ガアリマシタケレドモ、隨分規模ノ小ナルモノデ、全國行涉ラヌカラ、今回ハ日本中ノ各國體實業家ヲ發起人トシ、假ニ共進會ノ經費ハ六七万圓擲ルトスレバ、其中三万圓ヲ政府ニ補助シテ貰ヒ、後トハ當業者或ハ發起人ニ於テ負擔スルト云フコトア、其意味ヲ以テ二万圓ノ補助トシタ譯デアルト申述ヘタコロガ、政府委員モ出席サレマシテ、委員カラ政府委員ニ質問ガアリマシタ、政府委員ノ申シマスニハ此等ハ外ノ事業ト違ツテ、有益ナコト、政府ハ認メルカラ今確答ハ出來ナイケレドモ、尙此等ニ付テハ能ク説議ノ上豫算ニ掲ゲル時分ニハドウニカナルダラウト云フ位ノ御答アリマシタ、因テ満場一致是ニハ別ニ異論モナク、且地方問題ト違ツテ是ハ全國六七千万人一人モ異論ノナイコトア、此事業ヲ一日早ク行ヘバソレダケ利益ガアル、一日遲クナレバソレダケ損ノ行ク事業アリマスカラ、ドウカ満場一致御賛成アランコトヲ希望致シマス

○菅原傳君 本案モ委員長報告通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、本案ハ委員長報告通り可決確定致シマス、日程第十二、高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長根本正君

第十一 高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案(根) (委員長報告)

(根本正君登壇)

第十一 本正君外一名提出

(委員長報告)

○根本正君 高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本案ハ昨年モ通過致シマシタ案ア、今年ハ殊ニ慎重審議致シマシテ政府委員モ出席シテ、尙委員中ヨリソレノ質問モアリマシテ、政府ハ本案ニ同意ヲ表シマシタ、此コトハ既ニ調査モシテアルガ、其必要ヲ認メ今年官吏ヲ派出シテ尙調査シテ、成ベク速ニ

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、本案ハ委員長報告通り可決確定致シマス、日程第十二、高層氣象觀測所設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長根本正君

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御異議ハナイト認メマスカラ、本案モ亦委員長報告通り可決致シマス、日程第十一、全國荷造改良共進會開催ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長遠藤吉平君

第十一 全國荷造改良共進會開催ニ關スル建議案(遠藤吉平君提出)

(委員長報告)

(遠藤吉平君登壇)

〔遠藤吉平君提出〕

(遠藤吉平君提出)

(委員長報告)

(遠藤吉平君提出)

○議長（小久保喜七君）登壇  
（長谷場純孝君）日程第十四、特別報告第六十八號、志士ノ恩典ニ關ス  
ル請願

第十四（特別報告第六十八號）志士ノ恩典ニ關ス  
（委員長報告）

○小久保喜七君 本件ハ東京市牛込區筈町四十三番地平民商金田正太郎呈出、上埜安太郎君ノ紹介ニ係ルモノニアリマス、私ハ何時デモ非常ニ簡單ニゴザイマスガ、是ハ古ノ志士ニ對スル禮儀ト致シマシテ、要旨ダケチヨット申上ゲタイト思ヒマス、是ハ故桐野利秋、篠原國幹、前原一誠、江藤新平ノ諸氏ハ嘗て賊臣トサレタモノニアリマスガ、能ク、其事情ヲ調ベレバ朝鮮問題カラ臺閣ト議合ハズシテ遂ニ事此ニ至ツタノアルガ故ニ、既ニ今日朝鮮合併ト云フモノが出來タ以上ハ、何等カノ方法ヲ以テ之が表彰スルガ宜カラウト云フノガ、本請願ノ趣旨デゴザイマシテ、請願委員會ニ於キマシテハ此四人ニ止ラズ、島義勇君ノ如キ、村田新八君ノ如キ、是等ノ志士ニハヤハリ同一表彰スルガ宜カラウト云フコトデ、委員會ハ之ヲ可決致シマシタノゴザイマス、何卒諸君ノ御贊成ヲ請ヒマス

○議長（長谷場純孝君） 御異議がナケレバ、委員長ノ報告通リ本請願ハ採擇ニ決シマス、日程第十五、特別報告第六十九號、青森港ト樺太及釧路間定期航路開始ノ請願

第十五（特別報告第六十九號）青森港ト樺太及（委員長報告）

○小久保喜七君 本請願ハ青森商業會議所會頭長谷川茂吉呈出、阿部政太郎君外五名ノ紹介ニ係ルモノニアリマス、相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ  
○議長（長谷場純孝君） 御異議がナケレバ、本請願モ委員長報告通リ採擇ニ決シマス、日程第十六、特別報告第七十七號、日本海横斷航路開始ノ請願

第十六（特別報告第七十七號）日本海横斷航路（委員長報告）

○小久保喜七君 本請願ハ朝鮮咸鏡北道淸津府敷島町二丁目淸津商業會議所會頭岩田遂外三名ノ呈出、三浦覺一君外一名ノ紹介ニ係ルモノニアリマシテ、ヤハリ相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ  
○議長（長谷場純孝君） 御異議がナケレバ、本請願モ委員長報告通リ採擇ニ決シマス、日程第十七、特別報告第七十號、日露戰役城津被害民救濟ノ請願

第十七（特別報告第七十號）日露戰役城津被害（委員長報告）

○小久保喜七君 本請願ハ大分縣熊毛郡麻里村四十七番地朝鮮元山港春日町商太田儀三外八名ノ提出、三浦覺一君外一名ノ紹介ニ係ルモノニアリマシテ、本件モ亦相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ  
○市庫太君 チヨット私ハ當局者ニ伺ヒタイデスガ、此問題ト同シク日露戰爭ノ際ニ露領ニ在リマシタ我邦人ノ損害ヲ被リマシタモノニ對シテハ、之ガ救濟案ハ既ニ可決シ、又其金高モ決定シテ居マシテ、其通り政府ハ御取計ニナリツ、アルコト、思ヒマスガ、右ハ如何ナル程度ニマテ進ンデ居リマスカ、ソレヲ御尋シタインアリマス

○議長（長谷場純孝君） 政府委員ニ御尋ニスカ  
○武市庫太君 サウデス  
○議長（長谷場純孝君） 政府委員ハ今一人モ出テ居リマセヌ  
○武市庫太君 プレデハ後ニ保留シテ……

○小久保喜七君 本請願ハ愛知縣海東郡宮田村長飯田鑑三郎外二十五名ノ呈出、春田祐清君外一名ノ紹介ニ係ルモノニアリマス、本請願モ相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ  
○議長（長谷場純孝君） 御異議がナケレバ、本請願モ委員長報告通リ採擇ニ決シマス、日程第十九、特別報告第七十五號、御物川改修工事速成ノ請願

第十九（特別報告第七十五號）御物川改修工事（委員長報告）

○小久保喜七君 本請願ハ秋田商業會議所會頭辻兵吉呈出、大繩久雄君外一名ノ紹介ニ係ルモノニアリマシテ、本請願モ相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ  
○議長（長谷場純孝君） 本案モ御異議がナケレバ、採擇ニ決シマス、日程第二十、特別報告第七十一號、特別地價修正ノ請願

第二十（特別報告第七十二號）特別地價修正ノ（委員長報告）

○小久保喜七君 本請願ハ宮城縣志田郡敷玉村大字師山十四番地平民農友一静外百三十五名ノ呈出、遠藤良吉君外一名ノ紹介ニ係ルモノニアリマシテ、本請願モ亦相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ  
○議長（長谷場純孝君） 御異議がナケレバ、委員長報告通リ採擇ニ決シマス、日程第二十一、特別報告第七十三號、借地權救濟ノ請願

第二十一（特別報告第七十三號）借地權救濟ノ（委員長報告）

○小久保喜七君 本請願ハ東京市本所區龜澤町一丁目三番地磯部四郎外四百二名ノ呈出、戸水寛人君外一名ノ紹介ニ係ルモノニアリマシテ、本件モ亦相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ  
○高木益太郎君 委員長ニ同ヒタイコトガアリマス、ソレハ借地權救濟ニ關スル請願ハ社會政策ノ上ニ於テ、經濟政策ノ上ニ於テ、餘程重要ナル案アリマス、是ニ付キマシテハ政府ハドウニ云フ意見ヲ持チマシタノアリマセウカ、此點ニ付テ詳細ナル御報告ヲ願ヒマス  
○小久保喜七君 是ハ重要ナル案アリマスガ、一目瞭然アゴザイマシテ、ムカシイ案ダト分ラストコロガアルト、政府委員ヲ呼出シテ聽キマスガ、是ハ誠ニアナタノ仰シヤル通リ社會政策ニ最も必要ナルコトハ、一目瞭然アリマスカラ、本請願ノ現ハル、ヤ、滿承知ヲ請ヒマス

○高木益太郎君 分リマシタ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御異議がナケレバ委員長ノ報告通り本請願モ採擇ニ決シマス、日程第二十一、特別報告第七十四號、郵便局位置移轉ニ關スル請願外一件

### 第二十一 (特別報告第七十四號) 郵便局位置移 (委員長報告)

○小久保喜七君 本請願ハ愛知縣額田郡幸田村大字蘆谷字北屋敷四十番地平百四十五號ヲ、同上愛知縣幡豆郡豊坂村大字六栗十一番戸平民商高橋喜代治認メテ採擇ニ決シマシタ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ福岡精一君デゴザイマス、又次ハ四郎外七十九名ノ呈出、福岡精一君ノ紹介ニ係ルモノデゴザイマシテ、本請願モ相當ト

民農夏田長四郎外百三名ノ呈出、紹介議員ハ福岡精一君デゴザイマス、又次ハ四百四十五號ヲ、同上愛知縣幡豆郡豊坂村大字六栗十一番戸平民商高橋喜代治認メテ採擇ニ決シマシタ

### 第二十三 (特別報告第八十號) 郵便局設置ノ請 (委員長報告)

○小久保喜七君 本請願ハ静岡縣賀茂郡南上村長高橋傳之助呈出——大野久次君ノ紹介ニ係ルモノデゴザイマス、本請願モ相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ本請願モ採擇ニ決シマス、日程第二十四特別報告第七十八號、清津會寧間鐵道急設ノ請願

### 第二十四 (特別報告第七十八號) 清津會寧間鐵 (委員長報告)

○小久保喜七君 本請願ハ朝鮮咸鏡北道清津府清津敷島町二丁目清津商業會議所會頭岩田遂外三名ノ呈出、三浦覺一君ノ紹介ニ係ルモノデゴザイマス、本請願モ相當ト認メテ採擇ニ決シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ本請願モ採擇ニ決シマス、日程第二十

### 第二十五 (特別報告第八十二號) 鉄道敷設ノ請願外一件

○小久保喜七君 本請願ハ北海道網走郡網走町大字北見町南裏通一丁目五番地平民農高田源藏外二百十五名ノ呈出、白石義郎君外一名ノ紹介ニ係ルモノ、次ガ四百九十八號同上北海道北見國網走郡網走町大字北見町中通七丁目四番地平民商伊藤景介外五十名ノ呈出、白石義郎君外一名ノ紹介ニ係ルモノデゴザイマス、本請願モ相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ本請願モ採擇ニ決シマス、日程第二十六

(特別報告第七十九號) 地方稅制限法 (委員長報告)

○小久保喜七君 是ハ岡山縣吉備郡新本村長小坂逸八外九名呈出、西村丹治郎君ノ紹介ニ係ルモノデゴザイマシテ、本請願モ相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 本請願モ委員長報告通採擇ニ決シマス、日程第二十七、特別報告第八十一號、本坂崎開鑿ノ請願

### 第二十七 (特別報告第八十一號) 本坂崎開鑿ノ請 (委員長報告)

○小久保喜七君 本請願ハ静岡縣引佐郡西濱名村長縣勇外九名呈出、伊東要藏君ノ紹介ニ係ルモノデゴザイマス、本請願モ亦相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ本請願モ採擇ニ決シマス、——御説ラ致シマス、チヨット御聽下サイ、會期モ切迫致シマシタカラ法律案ヲ日程ニ掲載スルコトニ付テ時間ノ短縮、及議長ノ許可ニ依テ本會議中ニモ委員會ヲ開キ得ルコト、議案ノ都合ニ依リテハ委員會ノ日ニモ本會ヲ開キ得ルコト等ハ自今前年ノ通り致シタイト思ヒマス、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ其通り決シマス、尙此事ハ毎會期ノ例トナツテ居リマスカラ、將來會期ノ三分ノ一ヲ經過スルトキハ前各項ノ適當取計ヒ得ラレコトニ取極メテ置キタイト思ヒマスガ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ許可致シマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ許可致シマス、諸般ノ報告ヲ致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ其通り決シマス——議員小野崎耕夫君ヨリ病氣ニ付、今二十八日ヨリ一週間、請暇ノ願出ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ許可致シマス、本請願モ採擇ニ決シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

御歴世宮趾保表ニ關スル建議案

提出者 八木 逸郎君 村井 善四郎君 井上 喜作朗君

名所舊蹟古墳墓保護ニ關スル建議案

提出者 八木 逸郎君 村井 善四郎君 井上 喜作朗君

一綾部惣兵衛君ヨリ藥品取締ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一澤來太郎君ヨリ馬匹改良方針ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

○議長(長谷場純孝君) 議長ニ委託セラレタル委員ノ氏名ハ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、議事日程ハ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、本日ハ是ニテ散會

午後四時二十八分散會

### 衆議院議事速記録第十六號正誤

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ本請願モ採擇ニ決シマス、日程第二十六

六、特別報告第七十九號 地方稅制限法改正ノ請願

二七六 上段 行誤 正  
二七 下段 文學ノ力 正  
一六 一千萬圓 文字ノ力 正

二七九 下段 五百萬圓 五万圓 正